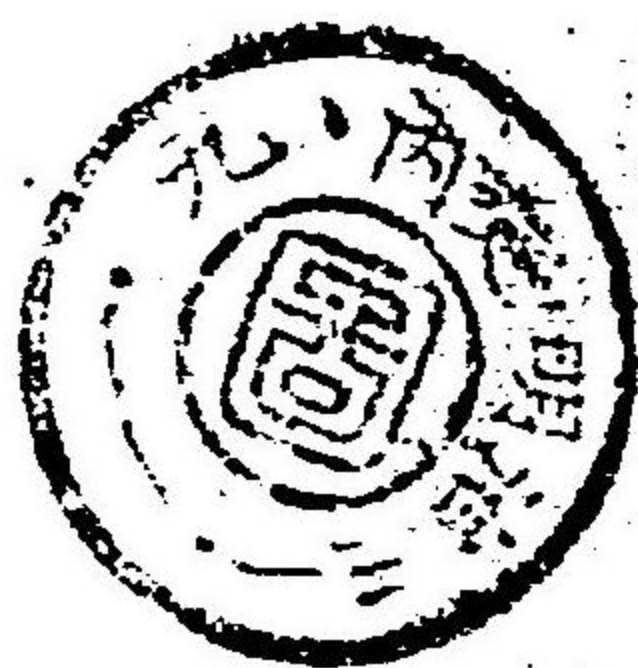


佐々木信夫著

商業學大意

東京

同文館



商業學大意序

去春予同文館主人の依頼に應じ商業實務誌を草し之を世に公にせし處江湖の好評を博し未だ二歳ならざるに版を重ねる五たひ之か發行部數壹萬の大數に達せり以て世人か商業教育の一日も以て忽諸に附すへからざるを知り斯學を研究する者益多きを致せるに歸因せざるへからず商業教育の普及予の欣喜に堪へざる所なり

予實務誌を草せしは單に商業てふ傍より起稿したれは總て商業實務に必要なりと思惟せしものは盡く

二
之を其一卷に藏せしか後横濱商業學校に於て躬自か
ら之を生徒に口授するに當り初めて該書か商業學校
目下の課程に比し紙數多きに過ぐるの不便を知れり
次て各地商業學校の教職に在る同學の知人よりも同
様の忠言を送らるゝもの少なからず依て之を刪減せ
んと欲せしに會同文館商業叢書を發行するの舉あり
是に於てか之を改め商業學大意と題し叢書第一卷と
して上梓するとはなれり

本書は各地方商業學校補習學校商業科教科用書と
して編成したるものなれども傍ら商業讀本として用
かつか爲めに殊更に四號文字を以て印刷せり是偏に

館主か商業書類に意を用ゆるの深きに出てしものか
呵々

本書は商業實務に必要な書類書式は多く之を省
けり學者之を知らんと欲せば商業實務誌に就て見る
へし

明治戊戌仲秋

著者識

商業學大意目次

第壹章

商業の定義……………一丁
日本商法の商業取引の定義……………四丁

第貳章

商業の種類
場所上に於けるの區分—外國貿易—內國商業—陸
上商業—海上商業—沿岸商業—殖民地商業—通過
商業……………八一—六丁
性質上に於けるの區分—本商業—補助商業—媒介
商業……………一六一—一九丁
方法上に於けるの區分—小賣商業—卸賣商業—手

目次

二
數商業—投機商業—行旅商業……………一九—二二丁

第 參 章

商業の定義—種類……………二三—二五丁
形態上よりの區別—物質上よりの區別—用途によ
るの區別……………二六—三〇丁

第 四 章

商人の定義—商人の種類……………三〇—三二丁
性質上の區別—本商人—補助商人—代理商人—仲
買人—運送取扱人—税關世話人—手形仲買人—保
險世話人……………三三—三七丁
支拂保證付手数料……………三九丁

第 五 章

賣買の定義—物質上の區分—民法上の賣買—商業

上の賣買……………四〇丁

契約の性質上よりの區分—賣買契約—供給契約……………四一—四二丁
競賣—契約取結の方法—賣買の要素—場所に関する
引渡の區分—時日に関する引渡の區分—代價—
支拂……………四三—四七丁

賣買取引の種類—小荷物賣上證—送狀—仲買人—
委託販賣—買付委託—仲立人—競賣人—和蘭競賣人……………四九—六四丁

第 六 章

銀行の定義—組織—種類—中央銀行—地方銀行—
國立銀行—私立銀行—貯蓄銀行—正金銀行……………六六—七〇丁
業務の區分—預金—當座預金取扱手續—割引—貸
付送金爲換—荷爲換—電信送金—取立—當所取立
他所取立……………七〇—八六丁

第七章

保險の定義……………八七丁

海上保險—被保險物—被保人—危險の種類—全損

—分損—保險狀の種類—貨物保險金額—保險料—

船體保險……………八八—九七丁

火災保險—危險の種類—保險金額—保險料—保險

料變更—契約期間……………九七—一〇〇丁

第八章

倉庫業の定義—倉庫の種類—貨物保管寄托—預證

券—庫入手續—預ヶ繼—外國にて用ゐらるゝ預證

券—倉庫業の利益……………一〇一—一三丁

第九章

運送業の區分—海洋運送—普通送契約—貨物積

送—船積證書—故障付船積證書—船舶貸賃契約—

雇船契約の種類—雇船契約書に記載すべき條項—

碇泊日數—雇船契約取結……………一一三—一二七丁

第十章

鐵道業の定義—鐵道業と他の業務との差異—鐵道

業費目の種類—鐵道賃銀の種類—貨物運賃取扱の

方法—貨車重量及輕量嵩高品の容積—積出貨物荷

造の注意—送出貨物運輸手續—托送貨物通知書—二八—一四一丁

第十一章

外國爲換定義—手形期日の種類—爲換相場—平價

を定むる方法—爲換相場の定め方—受取勘定—支

拂勘定—賣相場—買相場—裁定爲換……………一四二—一六二丁

商業學大意目次終

目次

五

商業學大意

佐々木信夫著

第一章 一般の商業

商業の
定義

商業とは貨物の所有者時又は場所の變換を以て利益を得んか爲めに貨物を賣買し或は之か賣買交換を補助し若くは媒介する總ての事業を總稱するなり例へば貨物の所有者にして利益を得ることを目的とし貨物を賣買交換する是れ素とより純粹の商業たり然れども其賣買をなすに當り之か媒介をなす者或は之

二
か補助をなして以て其賣買者雙方に便益を與ふる者亦以て商業を營むものと謂ふべきなり例へば甲地に於ける甲乙地の乙に或る物品を相當の直段を定め其貨物を引渡し以て之か代價の支拂を受け又は受くるの契約をなしたる時は此甲乙二者間に起りたる取引は即ち賣買にして所謂純粹の商業と稱すべく而して此甲乙二者の取引をなすに便ならしめたる者即ち其二者雙方の間に立ち其賣買を周旋したる仲買人の如き又は其貨物を甲地より乙地に運搬したる運搬業者の如き者皆共に商業を營みたる者にして商業者と謂ふを得べきなり而して此等の商業者を稱して補助商

業者或は媒介商業者と云ふ然れども昔日未だ交換を進步せざる時代に在ては之か賣買のとたる極て單純にして分業の法未だ知られず今日の如く交換の標準を示すに貨幣なく貨物を運搬するに畜類若くは人の肩腕に藉るの外なきの日に於けるの商業は唯に貨物の轉換を以て唯一の商業と認め今日吾人か稱ふる如く所謂本商業補助商業若くは媒介商業等の如き區別なく從て吾人商業者か必要缺くべからざるものと思惟する所の商業機關の如き者決して知られざりしなり今吾輩か本書に於て記述せんと欲する所のものは一般の商業の要項なり而して之を述ふるの順序は先つ

本商業より論じ次に機關商業のことに移らんとす
我商法の商業取引を説明するや其第四條に左の定
義を掲げたり而して此定義たる間然すへき點なきに
しも非らされども亦以て今日所謂商業とは如何なる
意義のものたるかを推知するを得へし

第四條 商取引トハ賣買貸貸又ハ其他ノ取捌ノ方
法ニ因リ產物商品又ハ有價證券ノ轉換ヲ以テ利
益ヲ得又ハ生計ノ爲メニスル旨趣ニテ直接又ハ
間接ニ行フ所ノ總テノ權利行爲ヲ云フ殊ニ左ニ
掲クルモノハ商取引ニ屬ス
第一、 產物ノ交換販賣ヲ目的トスル取引

第二、 製造工業及ヒ手職業ニ係ル作業及ヒ取引
第三、 人及ヒ物ノ運送ニ係ル作業及ヒ取引
第四、 航漕ニ係ル作業及ヒ取引
第五、 建築ニ係ル作業及ヒ取引
第六、 銀行營業ニ係ル作業及ヒ取引
第七、 流通シ得ヘキ信用證券ノ發行及ヒ流通ニ
係ル作業及ヒ取引
第八、 商ノ爲ニナシ又ハ受クル倉庫寄託及ヒ其
他ノ寄託ニ係ル作業及ヒ取引
第九、 船舶ノ賣買質入抵當構造修繕艤裝及ヒ乗
組ニ係ル作業及ヒ取引

第十、取引所ノ取引

第十一、保険ニ係ル作業及ヒ取引

又商取引と見做すべきものを我商法は第五條に掲げたり即ち

第五條、其他左ニ掲クル者ハ之ヲ商取引ト看做ス

第一、公ニ開キタル店舗帳場若クハ其他ノ營業

所ニ於テ又ハ公告ヲナシテ營ム兩替及ヒ利息

若クハ其他報酬ヲ受クル金錢貸付

第二、新聞紙及ヒ其他ノ定期印刷物ノ發行

第三、商事ニ於ケル各般ノ代理及ヒ委任

第四、周旋及ヒ代辨ノ營業

第五、公ナル共觀場及ヒ遊娛場ノ營業

第六、受負作業ノ引受

是に由て之を觀れば商取引即ち商業を營むとは産物商品若くは公債株券類の有價證券を賣買し賃貸し或は交換をなし其間に利益を得るか或は此等の取引をなして生計を立つるかの目的に出つべきのものにして法律に違反せざる適法のものたるを要するなり

第二章 商業の種類

商業の種類は其數極めて多くして一々之を枚擧するに違あらず其觀察點によりて區別の方法一樣ならず従て之を類別するは頗る難しと雖其類を近きに取り性の似たるものを集めて大體に區別せば強ち難事にあらざるへし今之か類別をなす方法を分て

- 一、 場所に於けるの區分
- 一、 性質に於けるの區分
- 一、 方法に於けるの區分

となす

場所の
於けるに
の區分

場所に於けるの區分とは商業取引が行はるゝに當り此等か如何なる地方に主として行はるゝかを研究

する所のものにして其行はるゝへき場所に種々あり従て上記の名稱を生じたる所以にして此種に屬する名稱の區別は假令其取引せらるゝ貨物若くは其取引をなす方法等殆んど相似たるも其行はるゝき地域を異にするか如き場合にありては各別なる名稱を附するなり

場所に於ける區分の主要なるものを擧ぐれば

- 一、 外國貿易 (Foreign trade)
- 一、 内國商業 (Home Trade)
- 一、 陸上商業 (Overland trade)
- 一、 海上商業 (Marine trade or shipping trade)

商業の種類

- 一、沿岸商業 (Coasting trade)
- 一、殖民地商業 (Colonial trade)
- 一、通過商業 (Transit trade)

是なり今此等の區別に付き順次説明せん

外國貿易とは一國と他國との間に行はるゝ國際間の交易即ち貨物の轉換を云ふものにして又之を分て二となす一を輸入と云ひ他を輸出と云ふ輸入とは一國か他國より貨物商品の輸送を受くるを云ひ輸出とは自國の生産品製造品若くは他より仕入たるものたるを問ふことなく總て他國へ輸送するものを云ふなり然り而して又外國貿易とは單に國際間に於ける

貨物の轉換のみに非らずして此等の轉換を補助する所の總ての商取引をも總稱す故に此種類に屬すべき商業は主として遠隔せる地方に行はるゝを謂ふか如し然れども如何に遠隔せる地域たりとも本國と屬地若くは屬島等の間に於ける貿易は之を外國貿易と稱するを得ず

内國商業とは國內に於て行はるゝ商業取引を云ふものにして水上に於けるものと陸上に於てするものと距りたる地域間に於てするものと接近せる地方間に行はるゝものを問はず總て一國領土内に於けるものは皆之を内國商業と謂ふなり

陸上商業とは内外の別なく陸上に於てなす商業を謂ふものにして往古未開の世に在ては人の肩腕若くは馬牛の力のみによりて貨物を運搬し以て賣買取引をなせしか世の開明に趣くに従ひ鐵道或は電車等文明の利器を藉て行はるゝに至れり陸上商業盛なるの地は土地平坦にして山嶽丘陵等なく之か交通の便を妨げざる所にあり是を以て土地の形勢は此種の商業發達に關し著大なる影響を及ぼすものと知るべし

海上商業とは海路によりて貨物を運搬し以て商取引をなすものにして之に内海に於てするものと大洋に於てするものとの別あり而して此海上商業なる語

は陸上商業と相對比して用ゆる所のものなり海上商業は陸上商業に比すれば之を行ふに際し危険多きを以て國民冒險の念に富み進取の氣象あるに非されは之か發達を見ること稀なり然り而して國民の氣象を鼓舞するは國土形勢大に與て力あるものたるは疑ふべからざるの事實なり例へば我邦の如き或は英國伊太利等の如き水を以て圍繞せらるゝ國に於ては早くより海上商業の發達を見ると古來歴史の證する所なり是を以て之を觀れば國にして繁盛を致せしは環海水ならざるなき島國にありとす

沿岸商業とは國內に於ける海港に於てなす所の商

業を謂ふものにして即ち内國商業なり我國に於ては海上横濱より神戸門司長崎等の諸港を往來して商業を營むか如きは即ち此沿岸商業なり故に此種の商業の盛大を致すへき國は須らく海岸線の屈曲多き地に在りとす何となれば斯の如き國に於ては商業を行ふに之を陸路によりて爲すよりは水運の便を藉りてなすに若かさればなり

殖民地商業

殖民地商業とは其母國 Mother Country と其殖民地との間に行はるゝ商業を謂ふものにして此は母國より云ふとき稱する名稱にして殖民地より云ふときは本國商業に外ならず而して殖民地と他の殖民地間に於け

る商業は之を殖民地間商業と謂ふなり而して母國と殖民地間に行はるゝ商業に付ては相互に莫大の利益を有すると多し即ち母國は殖民地より低廉に原料品等を輸入し來り同時に殖民地は母國の文明開化を誘き入るゝとを得へきを以てなり例へば英國が世界各地に於ける其殖民地間の商業を如何に啓發せしかを見るへし

通過商業

通過商業とは外國の他の外國に向て輸送せらるゝとき一國を通過する場合に其通過する國より指して謂ふ所の總ての商取引を謂ふものなり例へば横濱の商人米國より麥粉を仕入之を朝鮮に輸送せんと欲す

性質上
に於ける
区分け

れども未だ朝鮮に之か賣込の約定整はざるか故に米
國より到着せし麥粉を一先つ便宜の地に陸揚をなし
置き朝鮮との約定決了するを俟て之を輸入する等の
場合に云ふものにして斯る場合に其陸揚せられたる
地に於て之を通過商業と云ふ而して其貨物を陸揚す
る際に生ずる運送寄託等其他總ての取引も亦其陸揚
せられたる地に於ては通過商業と謂ふべきなり故に
一國の通過商業より生ずる所の利益は第一其通過す
る所の物品の出入に關する手数料庫敷料及び積卸に
要せし諸費用等の如き之なり

性質に於けるの区分は之を大別して本商業補助商

本商業

業及び媒介商業の三とす

本商業とは即ち商業の本質たる貨物の交換販賣を
以て商業の目的となせるものにして其營業の種類
如きも亦無數にして枚舉に遑あらずと雖要するに此
本商業に屬するものは單獨に貨物の交換を以て賣買
射利の目的となせるものを謂ふなり

補助商
業

補助營業とは本商業の特質たる貨物の轉換をなす
に直接又は間接に利便を與へ其間に利益を營む諸業
を謂ふものたり例へは銀行業保險業水陸運送業倉庫
業等の如き即ち是なり銀行は貸借の媒介をなすもの
にして資本をして餘りある所に集め足らざる所に致

商業の種類

し以て社會の金融を疏通せしめ保險は船舶貨物の喪失若くは破損等より生ずる不慮の損害を償はしめ運送の業は水陸相並んで貨物の送達を掌とり以て社會の需要供給を圓滿ならしめ又倉庫業は各人の寄託に係る貨物を安全に保護し商機の至るを俟ちて賣買するに便ならしむる等の如き總て其營む所の事業は異なるも雖孰れも本商業をして敏活に行ふに必要缺くべからざる所のものたり故に此補助商業は之を營むの組織規模等に至ては往々本商業に勝るの大資本を要するもの多しと雖概ね本商業を俟て始めて成立するものと謂はざるべからず

媒介商業

媒介商業とは本商業又は補助商業の間に立ち賣買取引の媒介周旋をなし手数料を得ることを以て目的となす所の業務にして例せば仲買運送取扱業等の如き之なり而して此媒介商業に従事する商人は之を代理商人(Agent)と謂ふべきものなり此事に付きては後章商人の所に詳述せんとす

方法に於ける區別

商業を之を行ふ方法上より區別するときには小賣商業(Retail)卸賣商業(Wholesale)手數商業(Commission Business)及ひ行旅商業(Traveling Commerce)等是なり

小賣商業

小賣商業とは貨物の生産者若くは卸賣商(俗に問屋と稱するもの)より物品を仕入れ之を直接に消費者に

卸賣商

供給するものを云ふ而して通例小賣は仕入れの際は
 大なる分量を以て仕入をなし賣捌くに當りては之を
 少量に分割し以て取引をなすを常とせるを以て其取
 引高比較的僅少なり吾人か平常日需品を買ふは大抵
 此小賣商人の手よりするものなり然れども近來小賣
 商業も其營業方法の進歩に因り往々卸賣商に比敵す
 るの賣上高を有せるものを生せしと稀ならず
 卸賣商業とは生産者より一時に貨物を大量に仕入
 れ之を小賣商人に賣捌くものにして直接に需要者に
 賣るは稀なり

備考 今日我邦に於て云ふ問屋なる語は上文説明せし所の卸

手數商

賣商と製造元とを混合し居るものゝ如し

手數商業とは商人と商人或は商人と需要者との間
 に於ける賣買の周旋をなし其勤勞に對し報酬として
 相當の手數料即ち俗に口錢なるものを収めて己れか
 營業所得となす商業を云ふ然り而して此種の商業を
 必要とする所以は商業の種類により之に従事せる商
 人と雖相互需給の關係を察し適當に賣買取引をなす
 とを得ざる場合なしとせず故に其需要供給の關係を
 知るには百方奔走し其媒介周旋を以て専務とせる所
 の手數商人を生ずるなり我邦に於ては未だ此手數商
 業の發達を見ること充分ならざれども歐米諸國の如

投機業

きは頗る盛なりと謂ふ

凡る商業は如何なる種類のものと雖其性質固と投機的ならざるはなし然れども茲に所謂投機商業とは實物の受渡をなすことなくして唯相場の騰落のみを以て射利の目的となし物品の賣買をなすものを云ふ例へは株式米穀雜品取引所に於て行ふ所の取引の如きもの是なり

行旅商

行旅商業とは商人が貨物を携帯し一地方より他の地方に旅行しつゝ需要者を求めて賣買する所の取引を云ふ而して行旅商に卸賣商かなすものと小賣商の營むものとの別あり我邦に於ては小賣商人か之を營

む者あれども卸賣商かなす者は未だ盛ならざるか如し歐洲大陸に於ては製造者か其製造品の見本を携へて諸國の間屋に之を賣るもの多しとそ

定義

第三章 商品の種類

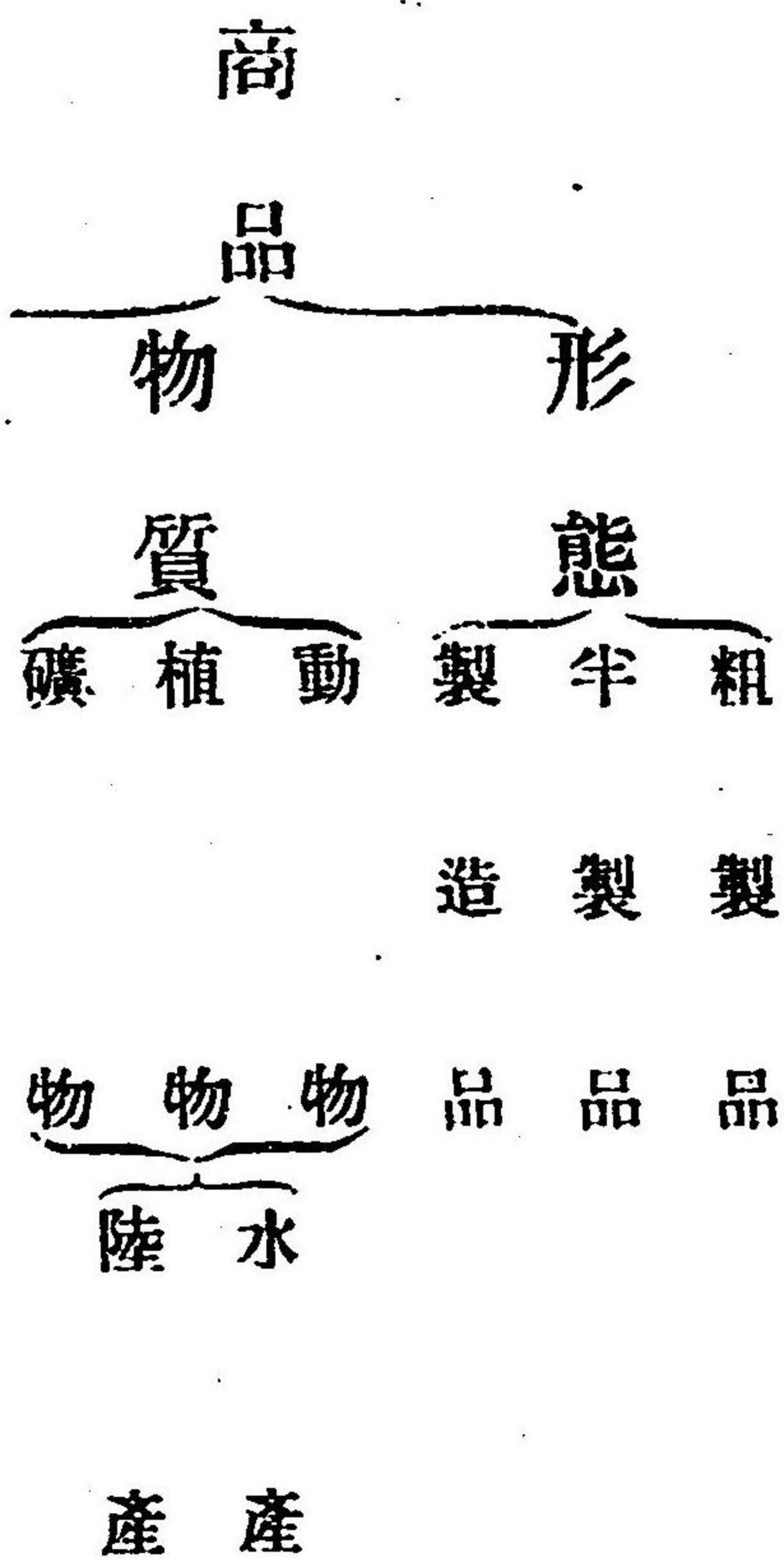
商品 (Merchandise, or Goods) とは商業取引の目的物として取扱はるゝ所の貨物の總稱なり故に射利を目的とし賣買の目的物たるべき所の物品は一として商品に非らざるはなく従て商品の種類は其數極めて夥多にし

商品の種類

て未だ枚舉に遑あらず然り而して世の開明に趣くに
 従ひては人類社會に生活の程度増進するを以て商品
 の種類も亦増加するは自然の勢なり蓋し往古人文未
 た進まず開化の程度低き時代に於ては人皆飢饉凍餒
 を防ぐに足るべき日用品を以て満足したりしか人智
 漸く進むに従ひては其需要品を増すと同時に又他の
 開明國との交通をなし文明の原素を輸入し來り舊來
 の趣向漸く進み美術工藝品の製出漸く頻繁を致し尙
 進んで學問の研究を藉り或は理化學等の應用に由り
 遂に文華の粹を今日市場に集散する所の商品に注ぐ
 に至れり

種類

吾人か商品として取扱ふ所の貨物は上述の如く其
 數頗る多し而して今日商品として市場に存せざりし
 ものも明日は之か市場に現出すべきもの鮮なからず
 故に商品の種類を爰に列舉するは頗る難事なり然れ
 ども今日之を左表の如く分類せば庶幾くは如何なる
 ものか商品たるかを知るに足らん



商品の種類

用途
 消費的
 非消費的
 内
 外
 國
 國
 全
 地
 方
 入
 出

形態上より分るの區

商品を形態により區別すれば粗製品(Raw material)半製品(Semi-manufactures)製造品(Manufactures)となる粗製品とは人工を加へず天然産出のまゝにして賣買せらるるものにして例へば魚介海藻肉類石炭菓實木材等之に屬す半製品とは粗製品に多少の人工を加へ若くは其形態を變せしめたるものにして例せば穀類砂糖茶珈琲綿糸板鐵等の如きもの之なり製造品とは粗製品若くは半製品に人工を加へて全く其形態を變し直に商品として用ひらるべきものにして今日所謂商品の大部分

は此製造品を最とす例せば陶器漆器諸織物類裝飾品貴金屬細工物類諸器械等の如し而して右三種の外に賣買の目的物として取扱はるべきもの尙一あり株券公債證書手形の類是なり此等は賣買讓與し得べきものなれば是亦商品として考ふるも差支へなかるべし其他船荷證書庫預證書後に出つ等亦之に屬す

備考 地所田畑家屋倉庫の如き不動産も往々賣買の目的物として取扱はるべきものなれども習慣上此等のものは商品と見做さるるを通例とす

商品を其物質より區別するときは動植礦物の三種となる而して此三类は亦水産のものゝ陸産との別あり

物質上より別るの區

商品の種類

りて多くは粗製造品として市場に出つべきもの多し水産の動物に在ては魚介類(粗製品)乾鮑、海參、鱧、鱈、淡菜、鮨、粕(半製品)、珊瑚、鼈、甲類(製造品)等にして陸産のものには鳥獸、蟲類(粗製品)、蜂蜜、熊膽等(半製品)にして植物には水産のものに海草類あり陸産のものには五穀、菓實、野菜、人參の類を謂ひ礦物には水産のものに食鹽、みじやむ(泡洙石)の類にして陸産のものには諸礦物、金屬、寶石、珠玉の類を謂ふなり

用途に
よるに
區別

商品を用途により區別するときには消費的(Consumptive)非消費的(Non-Consumptive)のものとなる消費的とは其商品の有益質直に消滅するものにして永久に之を使用

すること能はざるものと謂ふ例へは食料品若くは他の消耗品の類にして一度之を使用するときには再び之を用ゆること能はざるもの是なり非消費的ものは全く之に反し其使用し得べき度合の比較的永きものを謂ふなり例へは衣服、裝飾品、金銀器具の類なり尤も消費的と謂ひ非消費的と謂ふも其異なる主要なる點は唯一は其有益質の期間短かく一は永きとの度合を異にせるまでにして非消費的のものにても存外早く其有益的を失ふものあり然り而して此等の商品に内國の需要を充たすに止まるものと外國に輸出せらるるものとあり而して内國需要品中にも其販路の全國一

般なるものと單に一地方に限れるものとあり而して
外國向きの品に輸出するものと外國より輸入せらる
るものとの別あり

第四章 商人の種類

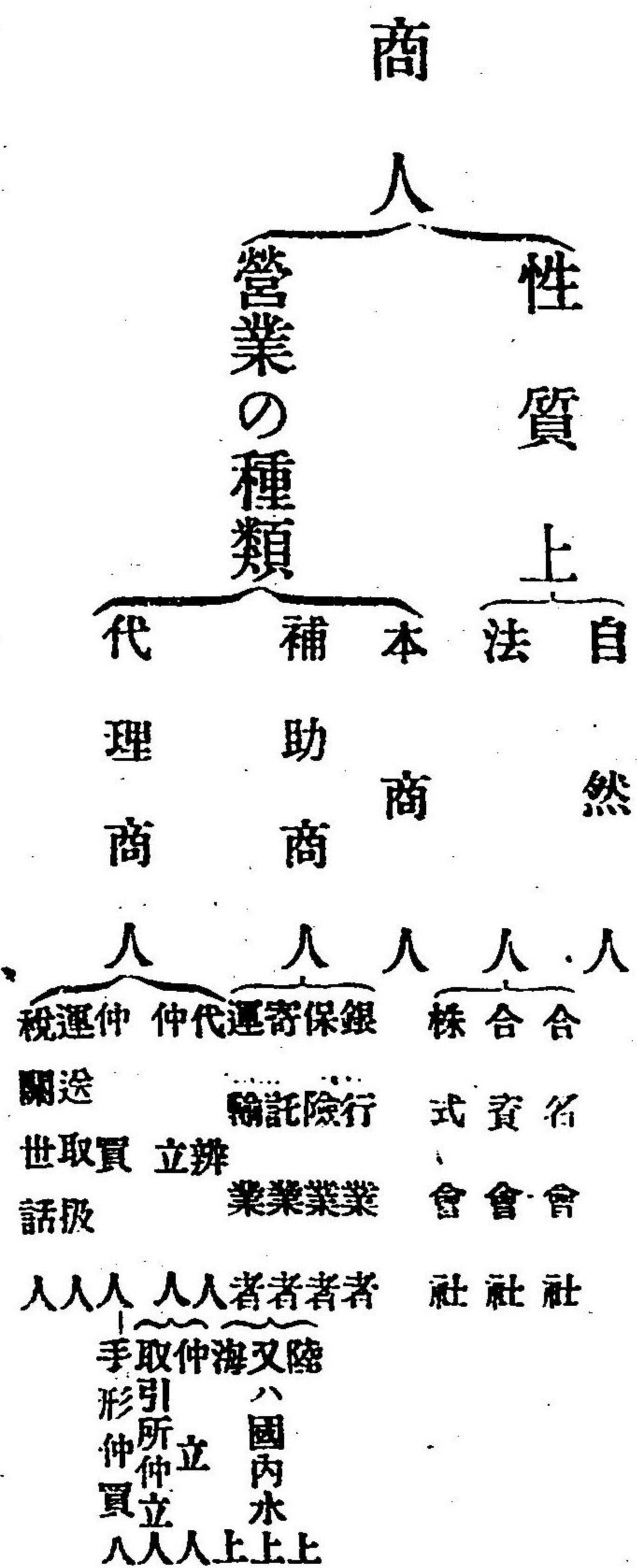
定義

商人。(Mercantile Persons)とは個人たると團體たるとを問
はず凡る商業取引を以て日常の職業をなす所の者を
總稱す然れども世俗の稱する商人(Merchants or tradesmen)な
る語は單に肉體を具へたる有形の人のみを指示すへ

きものなれども爰に所謂商人とは有形無形を論する
なく或は個人的たると團體をなすものにと論なく商
業取引を以て常の業務となすものなれば此商人の部
類に屬すへきものたり是を以て爰に所謂商人とは廣
義の商人にして通俗に稱する商人は狹義のものたり
我商法第九條に商人の定義を掲げたり
商人トハ總テ商業ヲ營ム者ヲ謂ヒ商業ヲ營ムトハ
常業トシテ商取引ヲナスコトヲ謂フ
今商人を其性質上と營業の種類とにより區分せは左
の如くなるへし

(商業立身案内による)

性質上の区分



性質上より商人の種類を分ては自然人 Legal Persons 及び法人 Legal Persons の別あり自然人とは吾人の如き有形の人類を謂ふものなれども法人とは數多の人類の集合して一團體を形造りたるものにて法律は此無形の團體をとして有形人の如く直接に權利義務を行ふとを得る

營業上の区分

の權能を有せしめたるものを謂ふなり而して此法人に普通の法人と商法人とあり普通法人とは其法人を形造りたるの目的か商業取引をなすに非ざるものを謂ふ例へは教育事業を目的とし一の團體を形造られたるものゝ如き之なり故に普通法人は之を商人とは謂はざるなり

商業上の法人は我商法之を區別して三となす曰く合名會社合資會社(Partnership) 株式會社(Joint Stock Company) 即ち是なり

營業の種類より商人を区分すれば本商人(Principal) 補助商人(Auxiliary) 及び代理商人(Agents) の三となる

商人の種類

本商人

本商人とは本商業を営む所の商人を總稱するものにして各種の商品の賣買轉換を以て利益を得る所の商人なり

補助商人

補助商人とは補助商業を営む所の商人にして即ち本商業たる物品の賣買交換を幫助し以て其取引を便ならしむる所の業を営む者を謂ふなり

代理人

代理人とは本商人又は補助商人が商業取引をなすの際之か委任を受け代理人として取引をなし相當の手数料を受け賣買取引の周旋を以て常業となす所の商人にして其種類は頗る多し今其主要なるものを列擧すれば左の如くなるべし

一代辨人とは商事に於て他人の代理を爲すを營業とする所の者にして所謂代理をなすを以て常業とするものなれば從來我邦に存せる代人なるものと殆んど同一の者たり

一 仲立人とは官の認可を受け他人間に於ける商取引の媒介をなすを營業とする所の商人にして取引所なき地に於ては商品有價證券貨幣及び爲換相場を定め及び之を公にするの專權を有し其取爲は總て公の信用あるものとす取引所仲立人とは取引所に於ける商取引の媒介をなすを以て營業とせる所の商人にして今日所謂米穀取引所若くは株式取引所

に於ける仲買人の如き者を云ふなり

一 仲買人とは契約に従ひ自己の名を用ひ他人の計算を以て商業を営む所の商人を謂ふものにして世俗の稱する所の米商會所若くは株式取引所の仲買人に非らずして彼の委託販賣或は買付委託の業を営む者を謂ふなり即ち今日問屋と稱するものは多く此仲買人に外ならざるなり

一 運送取扱人とは契約に従ひ自己の名を用ひ他人の計算を以て商品其他貨物の運送取扱を營業とする所の商人にして自から運送をなすと否とに關せず唯一地方より他の地方に運送をなすを取扱ふも

のにして所謂運送問屋若くは運送品取扱所と稱するものなり而して運送取扱人は運送業者を兼ねることを得るなり

一 税關世話人とは輸出入貨物の周旋をなし輸出入手續に不熟なる商人に至大の利便を與ふる所の者なり
 一 手形仲買人とは主として外國爲換手形の賣買を周旋し輸出入商人をして輸出入品に對する代金の受取或は支拂の方法を便ならしむる所の者を云ふ
 一 保險世話人とは貨物船舶等の保險を保險者と被保險者との間に媒介する所の商人なれば常に他人の名義を用ひ他人の計算を以て取引をなすものとす

代理人か受くべき所の報酬は一般に之を手數料又は口錢(Commission)と謂ひ仲買人か受取るべきものは仲買人手數料(Commission)仲立人か受くべきものは仲立人手數料(Brokerage)競賣人か受くべきものを競賣手數料(Lot money)と云ふ而して其額は契約又は慣習上によりて定まるもの多く例せば委任者か此等の代理人に賣上の委任をなすに其商品賣上代金の二分五厘の手數料を與ふべきとか或は其商品の買付手數料は原價の五分とか初めより特に契約なきも慣習上自から一定せるか如きもの是なり

支拂保證
手數料

支拂保證附手數料(Del. Credere)とは委任者か仲買人に

販賣委託を爲すに當り仲買人をして其商品の賣上代金の支拂を保證せしめ其保證に付き特に支拂ふ所の手數料なり而して通例此手數料は普通手數料と別々に計算せずして手數料中に保證料を併算して支拂保證付手數料となすか如し元來仲買人は一の代理者なるか故に委任者の爲めに物品の賣捌きをなし買手之か代金を支拂はさる等のとありとも自己に其損毫を負擔すべきものに非らずして委任者か直接に之を負擔すべきものなれば委任者たる者は斯る場合に損失を防かんと欲せば豫め仲買人と契約して特に保證料を支拂ふて買手の支拂を保證せしむるを可とするな

第五章 賣 買

定義

の性質上
の民法上
の商業上
の賣買

賣買 (Sales or Purchasing and Selling) とは一方より商品を渡し
他の一方より之か代金を支拂ふべきの契約を謂ふ
賣買を其性質上より區分するときは民法上の賣買
と商業上の賣買との別あり民法上の賣買とは單に賣
買者雙方か自己の需要を充たさんか爲めの趣旨より
する一の契約に過ぎざれども商業上の賣買は之と異

契約の性質上
の區別

賣買契約

なり賣買者雙方各利得を得んとを目的となして以て
商品の移轉をなすものたり然り而して本章論せんと
する所のものは商業上の賣買とす蓋し此賣買たる百
般の商取引中最も緊要の位地を占め殆んど商業の樞
機たればなり

賣買を其契約の性質より區分するときは左の如し

- 賣買契約
- 賣買供給契約
- 競賣

賣買契約 (Sales Contract) とは契約取結をなすとき賣買の
目的物たるべき所の商品の現存し且賣主に其商品の

賣 買

處分權の屬する物の賣買契約を謂ふ例せば商人か自己の倉庫に貯へ置きたる商品を他に賣渡すの契約取結の如き是なり

供給契約

供給契約(Delivery Contract)とは商品の現存すると其之か處分權の賣主に屬すると否とを問ふとなくして契約を取結ふものを云ふなり例へば未着品後に出つ)の賣買をなすか若くは買手が引取らんとする物は果して賣主に處分權あると否とを確めざるも取引をなし得るの類を謂ふなり

競賣

競賣(Auction)とは賣買契約と其性質に於ては大なる差違あるに非らず唯其方法を異にせるのみ即ち賣買

契約は初より其賣主買主共に一定の一人又は數人なれども競賣は其買主一定せず數人の買はんと欲する者の競争に依り初めて一定の買主を生ずるの區別に過ぎざるなり

契約取結ひの方法

賣買契約取結ひの方法には種々あり或は口頭を以てするあり或は書面を以てするありて殆んど一樣ならされども其契約は必ず目的物たる商品の種類品質數量引渡の場所時日代價及び其支拂の方法等の諸要件を以てせざるへからず

要素

今引渡及び代價の定め方並に代金支拂の方法は契約取結ひの際最も注意して定めざるへからず而して

此引渡をなすへき場所と時日とに區別せざるへからす

一、場所に關する引渡の區分

現場渡 (on Spot) とは取引をなす際物品の現存する場所に於てする受渡を謂ふ

倉渡 (in/ex Warehouse) とは倉庫内或は外に於てする受渡を謂ふなり

停車場渡 (at Station) とは鐵道停車場に於てする受渡を云ふ

貨車渡 (in Truck) とは鐵道貨車積込のまゝ受渡を謂ふ
埠頭渡 (ex quay) とは港灣若くは河川の埠頭に於てする

受渡を謂ふ

舢舨渡 (in lighters) とは舢舨に於て受渡をなすものを云ふ

船腹渡 (along Ship's side) とは本船の船腹に於てする受渡を謂ふ

甲板渡 (on deck) とは船中より貨物を甲板上に於て受渡をなすを謂ふ

本船積込渡 (free on board (f. o. b.)) とは本船へ積込みて受渡を結了するを謂ふ

二、時日に關する引渡の區分

定期渡 (on term) とは期日を定めてなす受渡之なり

代價

延へ渡 (on prompt) とは或期日を定め取引の當日より其日までの内に代金引換に貨物を引渡すもの是なり
 向渡 (forward delivery) 何月中にとか或は貨物着の上にてとか云ふか如く約定するもの之なり
 代價の定め方にも亦種々あり今其主要なるものを列挙すれば左の如し
 諸掛向持にて何程 (Charges Forward) とは運賃其他の諸掛は買手に於て負擔して何程と謂ふ義にして則ち物品の原價を云ふなり
 諸掛込み(賣手持) (Free of charges) とは賣手か運賃諸掛等一切の費用を負擔して何程と謂ふ義なり

支拂

運賃込み(賣手持) (Cost and freight (C.F.)) とは賣手に於て運賃のみを負擔して何程と謂ふことなり
 運賃保険料込み (Cost insurance and freight (C.I.F.)) とは運賃保険料を商品の原價に込めたる直段にして賣手の負擔たり
 輸入税未済(買手持) (Duty unpaid or in bond) とは輸入税は買手が負擔して何程と定むる直段なり
 代金支拂の方法にも亦種々あり今其主要なるものを挙ぐれば
 物品引換拂 (Cash on delivery (C.O.D.)) とは貨物の引渡と同時に代金の支拂をなすものを云ふなり

賣買

代價

延へ渡 (on prompt) とは或期日を定め取引の當日より其日までの内に代金引換に貨物を引渡すもの是なり
 向渡 (forward delivery) 何月中にとか或は貨物着の上にてとか云ふか如く約定するもの之なり
 代價の定め方にも亦種々あり今其主要なるものを列挙すれば左の如し
 諸掛向持にて何程 (Charges Forward) とは運賃其他の諸掛は買手に於て負擔して何程と謂ふ義にして則ち物品の原價を云ふなり
 諸掛込み(賣手持) (Free of charges) とは賣手か運賃諸掛等一切の費用を負擔して何程と謂ふ義なり

支拂

運賃込み(賣手持) (Cost and freight (C.F.)) とは賣手に於て運賃のみを負擔して何程と謂ふことなり
 運賃保険料込み (Cost insurance and freight (C.I.F.)) とは運賃保険料を商品の原價に込めたる直段にして賣手の負擔たり
 輸入税未済(買手持) (Duty unpaid or in bond) とは輸入税は買手が負擔して何程と定むる直段なり
 代金支拂の方法にも亦種々あり今其主要なるものを舉ぐれば
 物品引換拂 (Cash on delivery (C.O.D.)) とは貨物の引渡と同時に代金の支拂をなすものを云ふなり

貨物證券引換拂 (Cash against documents) とは貨物を代表する所の指圖證券即ち船積證書倉預證券運送狀等の如き證券と引換に代金の支拂をなすを云ふなり
 掛拂 (on Credit) とは買手が貨物を受取りてより一定の期日か若くは隨意の時日に於ても其代金の支拂をなすものを云ふ然り而して此等の期日は初めより其支拂の日を明約することあり或は明約せざるも慣習により定まるもあり
 手形拂 (by Bill) とは現金の代りに手形を以て支拂ふなり手形のとほ後章説明する所あるへし
 小切手拂も亦之に屬す

前金拂 (in advance) とは貨物の受渡をなす以前に代金の支拂をなすを云ふなり而して前金拂に全額支拂をなすものと一部の支拂をなして後日其殘金の支拂をなすものとあり一部の支拂金は俗に之を手取金 (Bargainmoney) と云ふ
 賣買取引は賣手又は買手の位地より之を區別する時は直接取引 (Direct Sales) 及び間接取引 (Commission or Consignment sales) とあり直接取引とは商人自から第三者と直接になす所の取引にして毫も之を行ふに際し他人の手を藉らざるものを謂ひ間接取引とは之を自身に爲さずして代理人例へは仲買人 (Factors, or Commission merchants) 仲立

人 (Broker) 競賣人 (Auctioneer) 等を使用して爲さしむる所のものを云ふなり

賣買したる商品を發送するや其賣手は之か勘定書即ち送狀 (Invoice) を買手に送付するを例とす而して普通送狀に二種あり賣手と買手と同一地域に在る場合に送付する送狀を小荷物賣上證或は送券 (Bill of parcel) と云ひ地域を異にせる場合に用ゆるものを送狀 (Invoice) と云ふ前者は通例商品の直段のみを記載したるものなれども後者は之に諸掛等を附記したるものを云ふなり

小荷物
賣上證

賣上勘定書

一金九圓也

葡萄酒半打
壹瓶ニ付壹圓五拾錢替

一金六圓也

一金拾五圓也

麒麟ビール貳打
壹瓶ニ付金貳拾五錢替
マニラ葉卷煙草參箱
壹箱ニ付五圓替

×金參拾圓也

右之通正ニ賣却仕候也

東京京橋宗十郎町

山中商會

明治三十一年七月 日

金成富造様

送券

⊕印堅炭

參拾俵

壹俵三貫目

壹貫目

替

賣買

送狀

右積送申候條貴着御改御入記被下度候

五二

送先

出荷主

年月日

西京丸積 行繰綿送狀



孟買繰綿拾五捆

#/-51

壹捆百拾七圓替

此原價千七百三拾五圓也

諸掛

金貳拾四圓六拾錢
金拾參圓貳拾錢

運賃一噸二付四圓
貳百四十六立方尺分
東京橫濱間解賃
並二船積賃共

金六圓也

海上保險料保險金額貳千圓也

金壹圓六拾錢

分損擔保百圓二付三拾錢
郵便稅電信料其他諸費

金參拾四圓五拾錢

手數料二分五厘

小計金四拾四圓四拾錢

總計金千七百七拾九圓四拾錢也

上記金額七掛當市橫濱銀行にて荷爲換取組也

右之通御座候也

橫濱市旭町

村佐商會

明治三十一年七月

田中綿糸工場

御中

賣買

五三

仲買人の營業は即ち問屋の業務にして荷主即ち委任者より商品の販賣委託を受け自己の名義を以て賣捌き慣例若くは契約にて定めたる手数料(一に仲買口錢とも云ふ)を受け以て己れの利得となすものを云ふ然り而して荷主か仲買人に向て貨物を送るときは其積付の案内と共に委託販賣送状を郵送するものなり

委託販賣に二種あり制限委託(Limited Consignment)及び成行(Arbitrary Consignment)是なり前者は委託主か豫め貨物の賣價を指直し其指直以下にては賣捌くを許さざるものを謂ひ後者は市場成行相場にて賣捌くとの自由を受托者に與へたるものを謂ふなり

委託販賣に於て委託せらるへき貨物到着するときは仲買人は荷主に着荷の案内状を發し其貨物の諸費用等を立換へ之を自己若くは他人の倉庫に藏入するか或は倉庫會社に之か保管を寄託するか(後章に詳なり)將又火災保險を付する等の必要あれば之を附し置き買手の出つるを俟つものとする而して若し相當の買手を見出すときは豫て倉入し置きたる商品を賣捌き其代金を受取り其代金の内より前きに立替へたる運賃倉入諸掛其他倉敷料又は賣捌き手数料等(荷爲換付の貨物なれば其手形面金額及び其利子をも差引くへし)を差引き残額を委託主の正味手取金(Net Proceeds)として

送金するか若くは預り置き荷主の指圖を俟つものと
す此等の計算を明記して荷主に送る所の書類を賣上
計算書 (Account Sales) と稱す

賣上計算書

何年何月何日横濱出帆汽船ダブヒ子一號搭載佐々木商店より委託販賣の
爲弊店へ御差送相成候寒天貳拾俵賣上計算書

PC 1/02 寒天貳拾俵

此總量千九百七拾五キログラム
風袋 貳百四拾キログラム
正味 千七百三拾五キログラム
此原價金四千六百四拾壹法參サンチム
壹キロニ付金貳法六拾七サンチム替

内金百三拾九法貳拾參サンチム

割引原價の三分

賣上代金四千五百〇壹法九拾サンチム

諸掛

一金二百六拾七法三拾二サンチム

横濱よりハープル迄船賃

一金五拾五法五拾參サンチム
總噸百八拾噸壹噸四拾五志
陸揚費拜見料見本料
其他共

一金四法七拾參
右二口費用當店立替金
本日ニテ三ヶ月の利子
倉敷料三月半壹俵一ヶ月
壹法の割

一金七拾法
當港より巴理まで陸送費

一金九拾三法七拾五參
郵便其他共
委託販賣手數料
賣上代金の二分半

賣買

メ金六百三法三拾三參也

差引正味手取金三千八百九拾三法五十七參也

右之通相違無御座候也

佛國ハーブル

リガトー商會

千八百九十八年六月

大日本東京神田

佐々木商店

御中

買付委
托

仲買人の業務中賣捌委託の外に尙ほ買付委託 (Indent) と稱するものあり買付委託とは委託販賣の反對にして委任者より仲買人に宛て或る商品の買入を依頼す

るものを謂ふ而して此場合に於ける代金の支拂は仲買人に於て一時之を立替置き貨物發送の際委任者に宛て荷爲換を取組み殘額の送金を受くるもあり又は一切荷爲換を取組ます送付の後委任者より全額の送金を受くるもあり若くは委任者より買付委託と同時に前金に送り來るもありて一定せず其他運賃の如きも仲買人に於て立替前拂となすもあり向拂となすもあり保險の如きも委任者に於て付するもあり仲買人に於て付するもありて定まりしと雖仲買人は素一の代理人にして其なしたる取引は委任者の計算を以て爲すものなるか故に其立替金及び立替金に對する

賣買

利子等は悉皆之を委任者に請求し得べきものとす
 物品の買付を仲買人に依頼するには通例指直をなして申送るもありと雖亦何程位にて買入れ得べきやを問合せたる後に依頼することも稀ならず而して斯る場合には仲買人は其問合に應じて其物品の相場運賃保険料其他の諸掛を概算して委任者に差送り委任者の返答を俟て物品を買付け之を委任者に送付するなり

仲立人

仲立人(Broker)の業務は賣方と買方の間に立て賣買の周旋を爲すにあり故に仲買人の如く自己の名義を用ひ又は自己に物品を保有して賣買取引を爲すもの

に非らずして仲立人は必ず他人の名義を用ひ他人の計算を以て取引を爲し且つ特に委任せらるゝに非ざれば決して自己に其物品を保有することなきものとす
 仲立人の賣買周旋するや自己に帳簿を備へ之に其取引を明瞭に記入し之か謄本(Contract note)二葉を作り署名捺印して一を買方に與へ他を賣方に交付して以て其取引を證明するものとす而して其賣方に與ふる所の謄本は之を賣方謄本(Sales notes)と稱し買方に交付する所の謄本は之を買方謄本(Bought notes)と稱す

第一〇〇印紙 賣買契約謄本

住所族籍職業

買主

同上

賣主

越後上米百俵 四斗貳升入

品名 數量 四拾貳石也

價格 五升替 此金八百四拾圓也

支拂 明治三十一年七月三十一日限り

受渡 越後九神戸着港次第

右契約拙者仲立ヲ以テ取結候事確實也仍テ此謄本貳通ヲ作り賣買者雙方へ交付スルモノ也

住所族籍

仲立人

何

誰印

年月日

.....殿

備考 買主に交付するものは買主の姓名を記入し賣主に交付するものは賣主の姓名を記入すへし

競賣人

競賣人 (Auctioneer) とは委任者の依頼に應じ公の競賣を

爲すを以て營業とする者多くして取引所に於てする競賣は取引所仲立人に非されは之を爲すことを得ず今其業務の大略を述べ先づ賣主の委任を受けたるときは競賣人は競賣所に其競賣物の品名數量及び競賣の日附條件其他必要なる諸件を公告し其當日に至つて之を競賣し最高價を呼ひたるものに競落 Knockout

賣買

するものとす然れども賣主に於て或る價格以内にて
賣却するを欲せざる時は豫め始より己れも亦其
物品に付競賣をなす権利を保有する旨を明示して競
賣に加ふるを要す然る時は他の競買の呼ひたる最高
價か自己の意に満たざる時は自から其上の價を呼
ひ之を自身に競落するを得るなり

和蘭競賣法

競賣の方法に和蘭競賣(Dutch Auction)と稱するものあり
普通競賣法と大に其手續を異にせり即ち通常の場合
に在ては少額の直段より漸次に之を高め遂に最高の
呼直をなせしものに競落すを以て一般となせども此
方法は全く之に反し競賣人先づ格外の高直を唱へて

之に應ずる者あるや否やを見若之なきに於ては漸次
其呼直を下たし第一に之に應ずる者を以て競落者と
定むるものとす競賣物の引渡及ひ代金支拂の方法は
延(渡) By Promptを以て通例とす而して競賣の費用は別
段の契約なきときは賣主に於て之を負擔すべきもの
にして競賣人は契約又は慣習上の競賣手数料と競賣
に就き支拂ひたる費用及ひ立替金にして其手数料中
に包含せざるものと賠償とを賣主に對して請求し得
べきものとす

Isa

第六章 銀行業

銀行

銀行(Bank)とは金融の疏通を計り之を餘りある所に收めて足らざる所に致し以て貸借を媒介し己の信用を以て他人の信用を維持し商品の運轉及ひ生産の發達を間接に幫助し以て自から借りたるものと貸したるものとの兩者に於ける利子の差益を以て營業所得となすものを謂ふなり

組織

銀行の組織には個人組織のものと合本組織のものとあり合本組織のものには合名合資株式の三あり一般に云へは其資本の運轉最も裕かなるものは株式組

種類

織のものにありとす

銀行の種類とは銀行が營業をなす目的の如何により銀行條例てふ各別の法律の下に管理せらるるものを區別したるものにして即ち其種類を表示せは

銀行の種類
中央日本銀行
 地方内國私立立貯蓄
 外正金銀行

中央銀行

中央銀行とは銀行の銀行とも云ふべきものにして一國に在ては全國一般の金融を掌どり一朝事變等あるに際し經濟界に起る所の變調を整へて以て他の銀行の危救に陥るものあるときは之を救済し或は又政府の依託を受け國庫金の收支に係る公金の取扱をも

銀行業

なすものなり

地方銀行

國立銀行

地方銀行とは内外の金融を掌とる所の銀行にして内國の金融を便ならしむるものに國立銀行(National Bank)あり私立銀行(Private Bank)あり國立銀行は明治五年發布せられたる國立銀行條例を遵奉し設立より向ふ三十箇年を限り營業を差許されたるものにして今日全國に百五十有餘あり此等は大抵株式組織を以て成れるものにして保證金を政府に差入れ之に對して國立銀行紙幣を發行するの特權を賦與せられたるものなり然れども此種の銀行は漸々其營業年限盡るに従ひ廢行せざるへからざるものにして現に本年廢行し更ら

私立銀行

に私立銀行に變せしもの五六有餘あり

私立銀行とは普通一般の銀行にして一私人の建設せしものあり或は數多團結して設立せしものあり從て之か組織にも合名合資株式の別あり而して此等の銀行は普通一般に人民の金融を計るを目的となせるあり或は某商人若くは卸賣商製造業者の機關銀行とあり機關銀行とは其等の商工業者に限り特に利率を低廉にし貸付割引をなすものなり

貯蓄銀行

貯蓄銀行(Savings Bank)とは細民をして貯蓄を奨勵せしめんか爲めに設けたるものにして一般に云へは其規模小にして且商業上に關しては左のみ必要なく從て

銀行の業務も一部分に限れるものなり又外國との金融を便にせんか爲めに設けられたるものに正金銀行 (Specie Bank) あり主として外國との金融を目的とせるものなれば外國貿易に關しては必要缺くへからざるものたり其外勸業農工銀行等あれども直接に商業上に必要少なきを以て爰に之を論せず

銀行の業務は大抵左の如し即ち預金、割引、貸付、代金取立、送金、兩替、公債地金、銀賣買、紙幣發行等なれども銀行の種類若くは營業の繁閑如何によりては後の三者は取扱はざるもの多く銀行一般としては兩替以下は左程大切なるものにも非らず故に此章に於ては一般

の銀行に通ずる所の業務のみに付て記述せんとす

預金 (Deposit) に當座預金 (Current Deposit) 及び定期預金

(Fixed Deposit) の二種あり當座預金とは預主か何時にても要求次第銀行は支拂をなすへき約束にて預け込むものにして商人の如き日々繁劇に金錢の出納をなす者にとりては殊に便利なる法なり蓋し此預金の目的は預主か金錢を手元に置くは無益にして且つ危険の虞れなしとせず之を以て銀行に寄托し其安全保護を計り入用の都度何時にても引出し得るにあり故に此種の預金の利子は稍低廉なり定期預金とは一定の期限を定め預入をなすものにして其約定したる期限内に

は引出をなすことを得ず強て之を引出すに於ては其日までの利子は支拂はさる銀行多し故に定期預金をなさんと欲する金額は差當り入用なき金銭ならさるへからず故に當座と定期預金とは其利子の差違あるへきは勿論にして定期は當座に比すれば利子の歩合高きものなり是れ他なし定期預金は當座預金に比すれば銀行に於て他に之を運用するの目途判然すと雖當座預金に在ては預主か何時引出しに來るやも知れざるか故に常に其要求に應じ拂出しの準備を爲し置かさるへからず隨て他に運用するの目途立たさるの道理あればなり而して預金は銀行に取りては株金に

次きて營業の運用に供すへき第二の資本を形造るものなるか故に預金の額大なるときは銀行の利益も亦隨て大ならさるへからず例へは銀行に於て預主に支拂ふへき利子を三分とすれば之を運用して銀行の収むる所の利子は六分乃至八九分に居るを常とす故に差引三分乃至五六分は銀行の所得に歸せさるへからず以て銀行か如何に預金の業務に重きを置くかを見るへし

當座預金をなさんとする人は通例銀行に信用ある人の紹介を以て之か取引を申込むものにして先づ預金掛に其旨を申込まんとするに先ち當座取引申込書

當座預
金取扱
手続

に要件を記入して掛員に差出すときは掛員は掛長若くは支配人に其旨を具陳し然る後取引を開始して至當なりと認めれば通帳と小切手帳を渡し後日其小切手にて預金引出しの際照合等をなさんか爲めに預主の印鑑及び手跡を徴し置くなり而して預金通帳に一度其預け込みたる金額を記入してよりは預主は何時にても預込をなさんと欲せば此通帳を持参し其都度預け込みたる金額を記入し貰ふなり而して又預けたる金額を引出さんとするには小切手を以てするものにして銀行は此小切手の持参人に拂渡すなり而して其拂渡したる金額は預主か預込みをなさんか

爲め通帳を持参せしとき其拂渡したる金額を預金中より差引きたる旨を記するなり

當座、定期預金の外に尙ほ小口當座、通知預金及び預金手形預金等あれども商業上左して必要ならざるを以て爰に之を論せず

割引(Discount)とは手形割引の謂にして預金に亞て銀行の主要なる業務なり即ち割引とは通例定期拂手形の仕拂人か其仕拂期限に先ち手形所有者の請求に應じ仕拂をなすに際し其仕拂當日より手形期日に至るまでの利子を手形面金額より引去り残額を手形所有者に渡すを謂ふものにして商人間に於ては俗に之を

手形を切ると謂ふ而して銀行が割引をなすも矢張此理に出るものにして手形の満期日までの利子を銀行が引去り残額を手形所持人に與へて銀行は其手形を買取り期日を俟て支拂人に其手形を支拂はしむるなり而して時としては銀行は其差引きたる利子の外に尙手数料をも差引くことなきにあらす銀行が割引すへき手形に當所拂のものど他所拂との二種あり之れ爲換手形にても約束手形若くは他の手形にても當所拂とは手形仕拂人が銀行と同一の場所にあるものを謂ひ他所拂とは地域を異にせるものを云ふなり他所拂手形は當所拂手形に比すれば其割引の歩合稍高き

を普通とす之れ他なし銀行は其手形を取立つるに當り手形仕拂地に於ける本支店若くはコレレス(取引店)に依頼し取立を行ふか故に隨て多くの手数を要するか故なり

貸付

貸付金(Loans)の種類に三あり曰く普通貸付、保證貸付及ひ信用貸付是なり普通貸付とは銀行が諸公債證書若くは確實なる會社株券、債券又時としては物品等を抵當に取り貸付をなすものにして利子は期限の長短金融の繁閑により多少の差異なきを得ず保證貸付とは確實なる資産若くは信用ある保證人二名以上を立てしめ貸付を許すものにして借主に於て辨濟の義務

を怠るときは保證人をして辨償せしむるもの是なり
信用貸付とは銀行か單に借主の信用のみに依據して
貸付をなすものにして此種の貸付は頗る危険なれば
銀行は之を許すに當りては最も慎重なる注意を要す
べきこと勿論なり

貸付を其返済の期限より區別するときは定期貸付、當
座貸付の二あり定期とは三箇月とか六月若くは一箇
年等の如く始めより期限を定めて貸付くるものにし
て當座とは返済の期日を定めず借主か隨意の時返金
するか或は稀に銀行の要求次第に返金するものなり
而して又貸付金の一種と見做すべきものに當座貸越

あり之は當座預金を平常銀行に爲し居る人か豫め其
預金の引出し過きとなりたる場合に振出したる小切
手等の不仕拂にならんことを氣遣ひ斯る場合に一時
銀行に於て立替拂をなさしめんか爲めに豫め銀行と
約束を取結ひ置き貸越の金額を豫め定め置くものな
り而して銀行か此約束をなすには多く抵當を要求す
るのにして斯る抵當を稱して俗に根抵當と云ふ或は
稀に無抵當にて許すこともあれども孰れにしても保
證人を立てしむるを通例とす

送金爲換 (Remittance) とは遠隔せる地方間に於て金錢
の授受をなさんに現金を以てせば盜難若くは紛失等

送金爲換

の危険あるのみならず之を運送するに手数を要し且つ其到着する間の日數に對する利子を徒費する等の不便伴ひ生ずるを以て此等の不便を避けんか爲めに銀行媒介者となり一片の手形を以て現金の運送に代用するものなり而して銀行が取扱ふ爲換に二種あり一を内國爲換と云ひ他を外國爲換と云ふ而して其爲換の説明に至ては各種の經濟書に詳かなると本書外國爲換の章に詳論せるか故に此に之を贅せず

荷爲換

荷爲換手形 Documentary draft(D/A)とは商業上殊に重要なるを以て爰に之を略述せざるを得ず即ち荷爲替とは荷物の代價の幾部を銀行に於て爲換に取組むるにして

例へは某地に於ける卸賣商が距りたる地にある小賣商に貨物を賣渡すの約束を以て其貨物を送達するに當り卸賣商は其貨物か先方へ着の上ならては小賣商より現金を受取ることを得ざるとせば荷物は既に積出したるも未だ之か代價は受取らざることを得ざるか故に其間資本を運轉することを得ざるの不便あり此不便を避けんか爲めに荷爲換の方法によるものにして即ち荷主が貨物を積出すと直に荷爲換手形及び其副證書を作り運送會社の送狀並に保險狀とを添へて銀行に差出し該貨物價格の通例七掛程を受取るなり而して銀行に於ては荷物を検査したる上爲替金を支拂

ひ該荷爲換及ひ送狀保險狀とを荷物送達先きの本支店又はコルレス(Correspondent)に送致するなり此の如くして荷物到着の上は爲換手形仕拂期日に於て小賣商は己れの所在地なる銀行に爲換金額を支拂ひ運送狀及ひ保險狀等を受取り初めて貨物を引取るとを得るなり而して若し該荷爲換手形にして不渡りとなりたるときは銀行は卸賣商より差出し置きたる副書により其貨物を賣却して爲替金を償ひ尙不足を生じたるときは前爲換手形振出人より其不足額を辨償せしむるなり

電信送金

電信爲換(Telegraphic Transfer)とは爲換の一方法にして之

は至急送金を要する場合に用ゆるものにして此方法は送金手形を用ゆるに非ずして豫め取引先の銀行と暗號を定め送金依頼人あるときは銀行は直に暗號を先方の銀行に通すると同時に送金依頼者も亦先方の受取人に電信を以て其旨を通知するにより受取人は直に其地の銀行に到り電信送金受取證を差入れて所要の金額を受取るなり

取立

取立(Collection)とは手形代金取立の略語にして銀行か得意先の依頼に應じ小切手、約束手形及ひ爲換手形等の代金を其支拂人より取立つるを云ふなり取立に二種あり當所代金取立、他所代金取立是れなり當所代金

取立とは其小切手若くは手形の仕拂場所か銀行と同一地なるものを云ひ他所代金取立とは其地域を異にするものを云ふなり而して此取立の依頼を受くる所の手形は其之か仕拂の期日より云ふときは要求拂定期拂の二種あり要求拂とは小切手の如く何時にても要求次第支拂はるべきものを云ひ定期拂とは引受承諾後一箇月日とか手形日附後三十日目とかに支拂はるべき拂期日の一定せるものを云ふなり

當所
取立
拂

當所拂手形中銀行に宛てて振出されたる小切手爲換手形又は當所の銀行か振出したる預金手形等は其要求拂なると定期拂なるとを問はず一々其仕拂銀行

へ取立に行かずして諸銀行同盟して手形交換所(Clearing House)を設け之へ右諸手形を纏めて毎日差出し互に交換し貸借の過不足は現金にて支拂ふか又は各同盟銀行に於て中央銀行に當座預金をなし置き其帳簿上にて振替を爲すなり仕拂人か銀行に非ざる當所拂の手形は銀行の役員出張して日々取立をなさしむるものにして其定期拂のものは手形受入次第先つ仕拂人へ其手形を差付け支拂の承諾を受け置き拂期日の至るまで之を保管し後取立をなすなり尤も既に支拂の承諾を受けたるものを受入るときは此手續をなすに及ばず

他所拂手形は銀行より諸地方にある支店若くは取引銀行へ宛て手形を送付し其取立をなさしむるものにして其定期拂のものにありては其拂期日の少しく以前に之を送付し置くを例とす然れども一覽後定期拂の手形等にありては可成早く之を呈示するの必要あるか故に銀行は受入次第直に之を送付し場合によりては承諾丈け済して直に手形の返送を受け其期日間際に至り更に之を送付して取立を依頼することあり

以上記述する所のものは銀行主要なる業務たり而して其外兩替、公債地金銀賣買、紙幣發行等の業を営むも

のあれども是等は各銀行必須のものに非ず爲もあり爲さるもあり故に茲に之を論せず

第七章 保険業

保。險。(Insurance)とは保険業を営む者か被保険者より保険料を收めて或る期間中被保険物に對し起るべき一種若くは數種の危険を負擔し損害の起りたる場合には被保険者の被りたる損失を賠償せんことを豫め契約すること云ふ而して今日世上に知られたる保険

に數種あり曰く海上曰く火災曰く生命曰く病傷等是なり然れども商業上殊に必要なものは海上及ひ火災の二種に止まるべきを以て本篇は唯此二者に就き説述せん

物被保險

海上保險の被保險物たるべきものは貨物船體及ひ運賃等にして船體は汽船帆船の別なく凡て遞信省司檢官又はロイト或はベリタス檢査員の檢定を経たる有効の證書を有するものに非されは保險契約を取結はざるを常とす其外積載の貨物船舶の容積に超過するか或は艙口の構造不良等のため海水若くは雨水浸入の恐れあるものは船體は勿論之か積載貨物船賃を

人被保險

も保險せざるを常とす

被保險人 (The insured) とは保險業者と保險契約を取結ひたるものを謂ひ何人にてても被保險物に付き利害の關係を有する者は之を自己の爲めにするると他人の爲めにする場合とを問はず自由に契約を取結ふとを得而して其取結ひたる契約は保險狀若くは承諾狀を以て有効とするものなれば被保險者にして豫て保險會社と取結ひたる契約を他人に讓渡さんと欲すれば保險狀若くは承諾狀の交付を以て之を讓渡すとを得へし而して其契約の申込みをなすには被保險人自身に之をなすとも或は代理人を以てするとも妨げなし

保険者(The insurer)の負擔すべき危険の種類に左の別あり曰く全損(Total loss)曰く分損(Partial loss)是なり全損とは被保険物の全部損失したるとき辨償をなすを謂ひ分損とは其一部損失を蒙りても辨償をなすものを云ふ故に分損保険は一般に全損保険よりは保険料高きを通例となす蓋し保険者の擔保すべき危険の度多ければなり而して又其全損を細別するときは二となる即ち一を全部喪失(Absolute Total loss)と云ひ一を全部損失(Constructive Total loss)と云ふ前者は保険に附したる物か海上に起りたる危険の爲めに全部悉く盡滅して遺残なきに至りたるものを云ひ後者は之か原質毀損して殆んど全部廢物に歸したる場合を云ふなり

と全部廢物に歸したる場合を云ふなり
 分損にも亦二別あり一を共擔分損或は共同海損(General average)と云ひ一を特擔分損或は單獨海損(Particular average)と云ふ共擔分損とは船舶及び貨物の危険を救はんか爲めに人爲を以てなしたる損失にして其損害は船主及び貨主に於て共同平均に負擔すべき損失たり例へは一船舶航海中颶風に遇ひ其覆没を避けんか爲めに船内の貨物を海中に投したる場合若くは帆樁錨鋼其他の附屬品を切り棄つる如き是れなり而して其投棄したる貨物の損失は總荷主及び船主に於て平均に負擔すべきものなり特擔分損とは自然の危険より

特に船舶若くは貨物に生じたる損失にして即ち其船主若くは貨主に於てのみ特に擔ふべき損失とす而して通常分損と稱するは此特擔分損を云ふなり

保險狀 (Policy) とは保險者か保險契約取結ひの證として被保險者に附與する所の證券にして其種類を分て二となす一を普通保險狀 (Valued Policy) と謂ひ一を豫定保險狀 (Open Policy) と稱す普通保險狀とは最も多く用ひらるゝ所のものにして貨物なり船體なりの保險金額及び其外保險契約に必要な條項を記載せし保險狀なり豫定保險狀とは保險契約を取結ふ際未だ被保險物件の價格數量等の判然せざるとき或は貨物等の總數

價格等の概略は知ることを得ると雖之を數隻の船に分載する等の場合に在ては一艘に幾許を搭載せるや等のとを豫知し難き場合鮮しとせず斯る場合に保險の契約を取結ふに於ては勢ひ此豫定保險狀を用ひざるを得ず我邦今日用ゆる所の豫定保險狀は普通保險狀に豫定なる文字を冠せしめて用ゆるものなり或は又普通保險狀の金額欄内に未詳なる文字を記入し以て豫定保險狀となすあり豫定保險狀は無記額保險狀 (Open Policy) と無記船名保險狀 (Floating Policy) とあり

貨物保險にありては其被保險額を定むるに通例貨物の買入仕切狀金額の一割乃至二割増にして計算上

の手續を省略せんか爲めに圓位以下の端數を切棄るを宜しとす而して其保險額を貨物の原價以上に定むる所以は若し不幸にして被保險貨物損害を蒙り之を保險者に辨償せしむるとせば其辨金支拂の日に至るまでの利子其他諸雜費等の附帶せるものなれば之も合せて辨償を受けされは損失を償ふ能はされはなり然るに今日實際に行はるゝ保險契約を見るに被保險者は保險料の高きを嫌ひ(被保險額増加せば保險料も亦從て増加するものなれば)原價の七八掛に保險を附するもの多く保險者も亦一朝危険の發生したるときは辨金を多額に支拂はさるへからざるを恐れて原價

以上の保險を取結ふことを好まず斯の如きに於ては焉う保險の發達を期するを得んや

船體保險とは重に汽船及び帆船の保險とす而して船體保險は貨物保險に比すれば其保險金額巨額なると多くして殊に汽船の如き一朝危険を蒙るときは一時に數萬の辨金を支出せざるへからず故に我邦今日の保險會社の船體保險を引受くるを見るに會社か保險の承諾をなしてより其保險額を幾分に分割し其一部を自己にて擔保し自餘は他の保險會社に再保險 Re-insurance をなすことを通例とせり而して保險會社か引受くべき保險金額は通例船價の八掛以下とす 汽船

の保険に在ては通例一船體を三分に分ち例へは船體、機關、船具となし其各一部若くは全部に付て保険契約を取結ふとあり即ち例へは船體に何圓機關に何圓船具に何圓等と定めて保険するなり

保険料

保険料(Premium)とは保険業者が危険擔保の報償として被保険者より保険者に定時に支拂ふ所の金額を云ふなり而して保険料は貨物保険の場合に在ても船體保険に於ても其船舶の種類之か堅脆船長の良否航路の難易時候の善惡貨物の性質荷造りの精粗により差違あり殆んど一定し難しと雖孰れも保険金額に對して其割合を定め普通百圓を建とし全損なれば幾許分

損なれば幾許と其都度現實に照して之を定む而して爆發物諸酸類等の如き危険物は保険料の割合頗る高く分損擔保の場合には全損に比すれば前述の如く危険擔保の度合多きか故に保険料も亦從て高きを通例となす

火災保險の種類

火災保險(Fire insurance)の負擔すべき危険は主として家具家財商品及び不動産の火災の爲めに被るべき直接の損害に限ると雖火災の際之か消防の爲めに生じたる損害若くは竊盜其他の事故により被りたる損害をも負擔する者とす然れども動産中寶石珠玉金銀株券若くは公債證書等の危険は豫め保険契約を明約する

類保險金

に非されは保險會社は辨償をなすとなきを通例とす
火災保險額を定むるには商品なれば仕切狀面の金額を以て保險申込みをなすと雖保險業者は其七八掛しか保險せざるを以て通例とするを以て今日にては被保險者は初めより七八掛しか保險を附し得ざるものと心得ふる者頗る多し

保險料

火災保險料も亦百圓を建とし一箇年間に於ける保險金額の歩合を以て計算す而して其保險料は被保險物の所在火災多き地にあるか或は被保險物自から危険を發生し易き等のものは保險料高し例へは被保險家屋建物等の所在地か常に火を失し易き湯屋劇場人寄

變更保險料

せ場發火物製造工場等に隣接せるか或は其被保險物たる家屋にて火を失する虞れある所の石油等を取扱ふことを營業とする如き場合是れなり

一旦保險に附したる貨物にして被保險者之を他所に移し或は家屋等に在ては改築を施し若くは建増等をなし或は火災に罹り易き業務に轉業したるときは保險料は通例變更を來すへきものなれば被保險者は斯る場合には必ず保險者に其旨を通知せざるへからず

契約期間

保險契約期間は被保險者と保險者との間に取定むるものにして一週間、半箇月、一箇月、三箇月、六箇月乃至

一箇年を以て一期となし其以上に契約せんと欲せば被保険者より其都度更らに掛續きをなすを例とす而して貨物保険は家屋建物等の保険に比すれば概ね其期間短少なるを通例とす即ち家屋建物等の保険には一週間若くは半箇月等の短期保険を見ると稀なりと雖貨物保険に在ては六箇月乃至一箇年等の長期のものも頗る稀なりとす

第八章 倉庫業

倉庫業(Warehouse)とは貨物の寄托を受け之か保管をなし保管料藏敷料等を收めて以て營業となすものにして商業上必要なる機關の一なり蓋し商人等か巨額の貨物を仕入たる場合に於て之を貯藏せんとするも倉庫なく或は倉庫を有せりとするも仕入たる貨物を直に他へ轉賣するか如き場合に在ては之を自己の倉庫に入れ再たひ仕向地へ運搬するか如きに於ては徒らに時日と費用とを費さくるへからざるの不便あり倉庫業は此等の不便を除かんか爲めに設けられたるものにして賣買取引盛に物貨の集散頻繁なる都府海港等に在ては之か設立を見ざるを稀なり

貨物を保管すべき倉庫に二種あり一は民設倉庫にして是等は商人等か單に保管料藏敷料等を取り貨物の寄托を受くるを本業となし又時としては預主の爲めに之か運搬の取扱をなし或は貨物に火災保險を附し又其貨物を抵當として貸金等をなすことあり一は税關に附屬する税關倉庫(Warehouse)にして是は民業に非らず税關倉庫は寄托主の爲めに庫敷料を收め一時外國より輸入せし貨物の庫入れをなし置き其貨物の仕向先内國と定まりたる時は始めて關税を仕拂ひ輸入の手續をなし又其仕向先外國にありて再た之を海外に輸出する等の場合なれば自由之を積出し得へ

きなり

倉庫會社に貨物保管の寄托をなさんと欲せば保管預け申込書に其寄托すべき貨物の品類性質數量個數價格及び預け込み期限等をも記入し之に預け主署名捺印を要す而して倉庫會社は之か寄托を承諾せば保管寄托の證として預證券を預主に交付すへし

預證券 Dock Warrant とは貨物の品種に従ひ各種各一枚を預け主に交付するものにして假令同種類の貨物と雖多量に寄托をなすときは適宜之を分割して數葉の預證券を發行するとなきに非らず而して預證券は手形若くは他の信用證券の如く指圖式若くは無記名式

にて發行するを得へきものにして裏書によりて庫入したる貨物を賣買譲渡し得へきものたれは實に貨物に對する権利の移轉は此預り證券の授受を以てすることを得へく商業上頗る便利なるものと謂ふへし而して會社は如何なる場合と雖此預り證券を以てせざれば寄託貨物を出庫せざるものとす預證券所持人にして其庫入貨物の一部分を引出さんとするには預證券の裏面に其出庫せんとする貨物の數量番號荷印及預券番號等を記入するを要す

今日實際に貨物庫入を寄託する多くの貨主を見るに此預り證券を銀行に抵當となして其庫入貨物の原

價の幾掛を借受け一時融通をなし後其貨物の買主を見付て之を賣却し其收得金を以て銀行に返金するもの頗る多きを以て銀行は倉庫會社と連絡を通し通例社内に銀行の出張所を設け倉庫會社内にて銀行か貸付の業をなすもの多し即ち預主は此預券を受取るや直に銀行の出張所に至り之を抵當となし其庫入貨物原價の幾掛(貨物によりて差違ありと雖通例六七掛)の融通を受くると多し

倉庫業者か保管の責に任すへき損害は通例雨漏窃盜紛失等の場合より生ずる所謂不可抗力に非らざる損害にして天災地變兵亂強盜若くは鼠喰或は氣候の

變遷等より生ずる損害即ち不可抗力より生ずる損害に付ては危険を負擔せざるを通例となせり而して貨物保管中に或る事故の爲め損傷し若くは損傷せんとする兆あるときは之か寄托主に通知狀を發し直に之を出庫せしむ然れども預主に於て出庫をなさざるか如き場合に在ては倉庫會社は寄托主の承諾を俟たず其貨物を公賣に附することあるべし而して斯る場合に倉庫又は他の倉入貨物に損害を與へたるときは寄托主をして其蒙らしめたる損害を辨償せしむることを規定せり

庫入手

庫入したる貨物を賣買するには前述の如く單に預

證券に裏書をなし之を買主に交付するを以て足るべしと雖預主か庫入したる貨物を引出さんとする場合に在ては寄托主は藏出報告 (delivery order) に引出さんとする貨物の要件を記入し寄托の日より出庫せんとする日までの保管料、藏敷料其他立替金等を仕拂ひ藏出をなすなり然れども寄托せし貨物の一部分を出庫せんとする場合には預り證券の裏面に其引出さんとする年月日及び貨物の個數量目等を記入し藏出報告により其一部の貨物を引出すなり而して此場合には預り證券は再び寄托主の手に止まり悉皆引渡濟の上にて預證券は會社に收むべきものとす而して會社は藏出

報告により之を出庫する際其數量個數番號荷印等は須らく注意して引取人に渡すへきこと肝要なり預り證券の所持人は何時にても寄托物に付き検査せんと欲せば検査費及其他雜費を負擔せは何時にても之をなすことを得へしと規定せる會社多し

保管料

保管料倉敷料の割合は固とより貨物の種類により一様ならず或は保險付貨物なると否とに由て差等あり又各會社により多少の差違なきを免れすと雖要するに危険物腐破若くは損毀し易き物或は場所を多く要する貨物は其割合高きこと勿論なり而して我邦今日各倉庫會社の之か割合を定むるを見るに概ね評價

預け繼

格百圓を建とし日歩を以て云ひ顯はすもの多し然れども米の如きものは百俵に付一箇月の計算を以てするものもあり

寄托せし貨物の保管期限は通例六箇月以内とするもの多し若し此期限を経過するも猶預け置かんと欲するときは寄托主は更らに預け繼ぎの手續をなさざるへからす其手續とは即ち會社に其旨を通知し預り證券の書換へを請求し更らに其保管期限を約束するものなり保管期限を経過するも猶此手續をなさず或は貨物をも引取らざるときは會社は期限滿了後より二倍の保管料若くは藏敷料を請求することを豫告す

ることあり

以上記述する所のものは我邦今日に於ける倉庫會社業務の一斑に過ぎざれども外國の倉庫業者か用ゆる預證券は通例二枚續きのものを用ゆるもの多しと云ふ即ち其一は寄托主か質入れ抵當等の用に供し他の一枚を以て賣買の用に供するなり英國にて行はるゝ預證券はワラント(Warrant)と稱し始めて貨物を寄托したるときに會社より之を受取り置き寄托主か若し之を他に抵當又は書入れ等をなして金錢の融通をなさんと欲する場合には先づ其證券を會社に戻し其の代りにセールワラント(Sale Warrant)及ひウエートノート

(Weight note)と稱する二枚續きの證券を受取ウエートノートを抵當となして貸主に渡しセールワラントは寄托主か所持し居るなり而して若し寄托主にして其寄托したる貨物を他に賣渡さんと欲せば己れの所持せるセールワラントを買主に渡して代金の支拂を受け(全部に非ずとも)貸主に返金して前に渡し置きたるウエートノートを受取り之を買主に交付す買主は此二枚の證券を得始めて貨物の所有權を有するに至るなり倉庫會社は如何なる場合に於ても此二枚の證券整はされは寄托せし貨物を引渡すとなし然り而して裏書を以て轉輾流通すへきは獨りウエートノートにあ

りどす

倉庫業にして盛大を致すときは商人等各自倉庫を設くるの必要なきに至るべく従て高價なる地代又は番人等の給料若くは其他倉庫を所有するより生すべき一切の費用を節減して之を他に使用するを得るの利實に大なり蓋し倉庫會社に寄托をなすは貨物を庫入したる時のみ保管料若くは藏敷料を支拂ふに止まるへしと雖商人各自に倉庫を所有する時は之か地代修繕費用等終始支出せざるべからず而して又倉庫會社の設置を一大利便なりとする所以は預證券を以て藏入したる貨物の賣買轉換をなし得べく以て現品を

運搬するの費用及び勞力などを省くことを得ればなり

第九章 海洋運送業

運送業 (Conveyance) を大別する時は水上運送及び陸上運送の二となる孰れも旅客及び貨物の運搬を目的として營業をなす者にして商業上に直接又は間接に利便を與ふると大なり而して水上運送とは汽船若くは帆船を以て外洋若くは内海港灣湖沼等を航行する者を謂ひ陸上運送とは鐵道若くは馬牛の力を藉て運搬

海洋運送

をなす所の者を云ふ本書説く所の運送業は海洋に於けるの運送及び陸上に於ける鐵道業に限るなり

海洋運送に二種あり一は船主か船舶を直接に仕向港に向け出帆するか或は某港に寄港して後仕向港に達する旨を廣告し以て多くの貨主及び旅客と各別に一々取結ふ所の契約にして之か運賃を收めて營業所得となすものにして之を普通運送契約(General ship)と云ひ一は船主か其所有せる船舶の一部若くは全部を他人に貸し賃賃料を得るの契約にして之を船舶賃賃契約(Charter Party)と稱す普通運送契約に在ては其船主の目的とする收得は旅客運送及び貨物運送にあり旅客運

送は旅客か切符調成の依頼をなすときは其運賃を收め切符調成の依頼に應じ相應の賃錢を収め旅客は其調成せられたる切符を所持して本船に乗組みをなすなり然れども時としては其調成をなすに違あらざる場合に在ては船が出帆したる後船中にて收むること往々之あり孰れの場合に在ても此等旅客の運搬は商業上一般に關係薄きか故に本書説く所は貨物運送を主となす

貨物積送

貨物を本船に積送み運送を依頼せんには貨主自ら之をなすとも或は回漕問屋の如き運送取扱人に委託するも亦可なり而して總て出荷主か積込みをなさ

んとするときには先づ船主若くは雇船主より船長に宛てたる積荷指圖書 (Shipping order) を受取り之に貨物の荷印品名員數元價届先等の諸要件を記入し本船に積荷と添へて送るときは本船事務員は之に對し船員請取證を交付すへし船員請取證 (Mates receipt) とは即ち船中に貨物を請取りたることを證するものにして之を以て船主若くは雇船主の署名捺印せる船積證書 (Bill of Lading) と引換へて受荷主の許に送付するなり受荷主は此船積證書によりて其積出したる貨物か着港せし節其貨物に對し受取り得べき權利者たることを證明するの用に供す

船積證書

船積差圖書と船員受取證とは其紙片互に相連接せる一票より成れるものにして本船積込濟の上は其一片 (船積差圖書) を切取り本船に止め殘片即ち船員受取書を積荷主に戻すなり

船積證書或は一に船荷證書とは船主か運送の爲め自己の船舶へ受取りたる貨物に對して發する所の受取證券にして普通運送契約によると賃貸借契約に出づるものときを問はず荷積を終りたる時より二十四時間以内之を出荷主に交附すへきものとす而して此船荷證書は通例二通若くは三通を作るものにして一通は本船々長控 (Captain's Copy) として船中に保存し他の

二通は之を出荷主に交附し出荷主は荷受主へ別便にて送附すへきものとす

船積證書に記載すへき事項は法律上未だ一定の規則なきも今日慣習によりて自から定まる所によれば普通運送契約によるものと賃貸借契約によるものは多少差異なきに非ずと雖要するに大同小異なり今其主要なる點を列擧すれば凡う左の如し

- 一、出貨主及び船長の氏名(普通運送契約の船積證書には之を記載せざることも多し)
- 荷受主を定めたるときは其氏名
- 一、荷積港及び仕向港

一、貨物の種類員數數量荷印番號及び到着港に於ける貨物引渡の條項

一、船名及び国籍

一、運賃の割合

一、船荷證書發行の年月日

一、交付したる證書の枚數

一、若し數通あるときは一通を以て貨物を受取りたる場合に他は皆無効たるへきこと

船積證書には船主若くは船主の代理人たるもの之に署名捺印すへきものたり是れ船積證書に記載せる契約の諸項に付ては船主若くは船長か同意したること

を表示するものたれば船長の手許に存すへき一通の
證書も亦出荷主に於て記名調印を要すへき道理なれ
ども今日實際に於ては普通運送契約を以て貨物を運
搬する場合には斯る習慣甚た稀なり

故障付
船積證書

積送らんとする貨物の外形等に異状あれば船荷證
書に其旨を明記して以て本船は其貨物引渡の際其貨
物に異状を來したるは本船の責任に非らざることを
明かにす斯る船積證書を故障付船積證書(Conditional Bill of
Lading) と謂ふ

船舶賃
貸契約

賃貸借契約とは前述せるか如く船主か船舶の一部
若くは全部を他人に賃貸し之に對して一定の報酬を

受くるの契約にして賃借人は其借入れたる船舶を自
から使用する場合と又は之を他人に又貸するか若く
は之を以て普通運送契約の業を営む場合とあり

雇船
契約の
種類

雇船契約に二種あり即ち一は定航路雇船契約(Voyage
charter)とし一を定期雇船契約(Time charter)となす定航路
雇船契約とは船舶の賃貸借をなすに當り豫め其航行
すへき航路を定め通例一航海若くは數航海間を期し
契約を取結ふなり定期雇船契約とは賃貸借をなすに
之か航路を問ふことなく唯其賃貸をなすへき期間を
契約するものにして其定期間借受けたる船舶は全く
雇船主の自由にありとす此等の區別たる船舶賃貸契

約にありては頗る大切なる條項なりとす

賃貸借契約を取結ふには當事者雙方より契約を確
むるか爲め互に書面を取換はすを例とす而して其契
約書に記載すべき主要なる條項は左の如し

一、契約當事者の氏名身分職業等にして若し代理人
を以てするときはその委任者の氏名をも附記すべ
きこと

一、賃貸借をなすべき船舶の種類船名國籍載貨噸數
船長の氏名速力造船所年月日契約取結ひの際船
舶の所在地及び堅牢にして航海に堪ゆること又
漁船なれば一晝夜石炭消費力をも記載すべし

一、積荷港及び荷揚港の指定若し未定なるときは指
定港 (Port of call) を定むること

一、積載すべき貨物の性質數量積荷卸の方法及び之
をなすに要する時日積卸遅延せしとき船主に仕
拂ふべき賠償額又は時日の短縮により雇船者に
差戻すべき金額

右の外航海中及び貨物積卸の際等に不可抗力により
避くべからざる損害を船舶に生せしめたるるとき等の
如き場合には雇船者之が損害の賠償を免れんか爲め
に豫め契約書中に其場合を規定したるもあり又雇船
者に賃貸したる船舶の全部若くは一部を異りたる賃

銀を以て又貸するを得へき自由を許すか爲めに其雇船の船長は條項の如何に拘らす雇船者の指定せる船荷證書を作成し得へき條項を附加せしもあり又賃銀若くは賠償金不拂等の場合に在ては船主に於て貨物留置權を有する等の條目を記載せるもあり

碇泊日數

碇泊日數(Lay days)とは貨物の積卸をなすか爲めに要する所の日子を謂ふものにして通例其日數は船長か積卸をなすの承諾を與へてより二十四時間を経過してより起算するものとす通常の場合は碇泊日數を定むるには日曜日大祭日等は算入せざるを慣習となせとも時としては契約文の條項中特に之を記載せるこ

とあり又雨天若くは暴風雨等の爲め實際荷役をなすことを得ざる日は算入するもあり或はせざるもあり一定せず故に斯る場合には契約書面の文字に據て之を定むるなり

碇泊日數は船舶か貨物の積入れ積卸しをなし得る時より起算すへきものにして航海中不測の出來事或は港灣へ出入口の際船舶輻湊し若くは其他種々の原因等より豫定せし碇泊日數中に貨物の積卸をなすを得ずして遅延したる場合と雖雇船者は之を口實として碇泊日數超過料 Demurrage の支拂を拒むとを得ず上陳の如き事情により雇船契約書に明記せる碇泊日

數の期日を誤るときは雇船者は其遅延したる日數に對して過怠金を支拂はさるへからず此過怠金を稱して碇泊日數超過料と云ふ

雇船契約
取結

賃貸借契約取結に關する手續は概ね複雑なりと雖今其大略を摘記せば先づ船舶を賃貸せんとする船主は其旨を諸國の有名なる新聞雜誌に廣告し或は船舶周旋人 (Ship's broker) 等にか賃貸を依頼するもあり周旋人は各地の開港場に住居し常に船舶の賣買賃貸借等の周旋をなして手数料を受け營業となすものにして周旋人は船主及び雇船主雙方をして雇船契約書に調印せしめ或は自身にて代理者となりて契約を取結

ふこともあり孰れにしても契約成立するときには賃貸借契約書の謄本二通を作り雙方に交付するなり而して又時としては契約當事者此等の周旋人に依頼せずして自身直接に契約の取結をなすこともあり然れども此種の契約たる諸般の習慣あり従て複雑なる手續を要するものなれば須らく其道に暗する者に非ざれば宜しく周旋人に依頼するを以て得策となす

第十章 鐵道業

鐵道業 (Railway) とは陸上に於ける旅客並に貨物の運搬を主とするものにして海洋運送業と相併んで交通の便を幫助する所の補助商業者即ち商業機關にして今日の如き交通日に月に益頻繁なるの時代に於ては一日も以て缺くへからざるの要具たり今世界各国の鐵道を見るに概ね官設のものど私設によるものどあり我邦現今の制も亦官設のものど私設によるものどありりて其延長區域は北海の邊隅より九州の南端及ひ臺灣島の北部に至るまで奔馳せり而して其他各地も殆んど新設若くは既設鐵道延長の計畫之れあらざるはなし以て鐵道の必要を察知すべし

鐵道業と他の業務との差異ある點は鐵道事業に在ては先づ第一に資本の運轉をなすに困難なること是なり蓋し銀行若くは其他普通の商工業等に在ては一度放下したる資本は其動産たると不動産たるとを論せず業務の都合によりて或は之を他の事業に轉用流通するを難からされども鐵道事業に在ては然らずして其一度放下したる資本の大部分は假令業務の繁閑盛衰等の事故あるも容易に之を他に移動することを得ざるなり蓋し鐵道業に於ける唯一の資本とする所は線路の敷設にして之をなすには數多の勞力と金錢とを費さくるべからざること決して他の事業の比に

鐵道營業
種類

非らず然るに他の産業に在ては其資本の大部分は固定資本に非ざるか故に業務の繁閑に應じて自在に其使用の途を變更するを得べきも鐵道業に在ては其資本は主として固定なるか故に一度放下したるものは再ひ其用途を變更するに最も困難なること是なり

鐵道營業費目中其主要なるものを列記せば凡う左の如し而して是等の營業費は營業の盛衰により或は事務の増減と共に消長すべきものあり或は全く此等の影響を被らざるものあり今事務の増減により消長すべき性質の費用を關係費(Relative Expense)と云ひ影響を受けざるか或は受くるも著しからざるものを一定費

(Fixed Expense)と云ふ而して一定費に在ては業務の盛大なる會社と微小なるものと比較するも其割合に於ては殆んど差等なく一哩に付ての平均割合大約相等しきもの多しとす

今關係費を形造る所の主要なるものを列記せば

- 勞力費
使用物品の價格
線路の構造性質
氣候の寒暖
線路の多寡
列車の遲速
事務取扱人の巧拙管理法の善惡
租稅の輕重
使用物品の過不足

關係費

等即ち是れなり
又一定費に屬すへきものには

- 本社役員俸給
- 各驛停車場掛
- 機關車運轉手及ひ車掌
- 橋梁及ひ踏切番人等の給料
- 借地借家税
- 本社負債利息會社所有物に對する賦税
- 鐵道沿線の柵電信柱木建物等の修繕
- 石炭
- 絹糸
- 糸屑

一定費

鐵道貨
銀の種
類

等即ち是れなり

鐵道貨銀に旅客運賃と貨物運賃とあり旅客運賃は上中下の三等に區別せり而して其里程の長短により即ち哩數に應じて増減するとあり例へは百哩以上普通貨銀の幾割引等をなす如き是なり或は又季節によりて貨銀を増減することあり例へは回遊列車を發し貨銀を低廉にし以て公衆の便利を計ると同時に會社の收入を増加せしむる等の如き是なり或は外國の鐵道會社等に於ては回数切符學童通學切符等各種の割引切符を發し貨銀に差等を設けたり

貨物貨錢にも亦數種あり例へは貨物の種類によりて

運賃に差等を立てたり或は貨車全部貸切運賃等あり何れも其哩數に應じて増減する所あり又は貨主によりて普通貨銀に割引をなす等のともあり今日我邦の鐵道業者は概ね貨物を五級に分ち(其外に級外品あり)各之か運賃の割合を定めたり今其貨物の種類及ひ之に屬すへき等級の大略を示せば左の如し

一級品(百斤に付一哩金二厘の割) First Class Goods.

甘藷、魚油、材木及板(工を受けざる)、石油別段の約束を要す、石、鑛銅、食鹽、粉類、反古紙、下駄(木取のみ)、肥料、染料の木、土器、穀物、石炭、燐灰、藁繩、鐵、セメント、菓子種、屋根瓦、硫黃、農具、薪、砂糖、木炭、曹達(並品)、草履、煉瓦、石、亞鉛、木綿屑

二級品(百斤に付一哩金三厘の割) Second Class Goods

ポンプ(和)種油、麻及麻糸、石盤(學校用)、干鹽魚、葉煙草、雲母紙(和)、猪皮、生綿、竹細工(並品)、木細工、和紙(並品)、梨蜜柑、種物(農用)、海草、鱒及蠟燭(和)、味噌、菓子、傘、新聞用紙、茸類、野菜、干物類、下駄、石鹼(並品)、水(二噸以下三級)、醬油(樽入)、菜漬、澤庵漬、干介蟲、礦油、木綿、生糸、麻裏並に下駄表、糸類

三級品(百斤に付一哩金四厘) Third Class Goods.

古着、蒲鋒、曹達水、木綿、蒲團並に敷物、麵包及粉、鯉節、漬物(樽入)、鉛筆、木綿鼻緒、蚊張(和)、漆及漆器(並品)、鐵器、刀物、家具(並製)、團扇、藍玉、石明、蓑、屑糸、絹紡(並品)、煙管、打線、銅器、毛糸、麥酒、和酒(樽入)、簞笥(租)、藥材、綿布、和菓子、掛物類、陶器、毛敷物、酢、生介蟲、刻煙草、和筆及墨、扇子、摺附木(別段の約束を要す)、書籍、硝子器(並品)、鯛、硝子板(並品)、苗木、疊表、ペンキ、茶

四級品(百斤に付一哩金五厘) Fourth Class Goods.

衣服、木綿絹交織、洋紙、肉類鮮、和菓子、毛織物、卵、葡萄酒、洋酒、動物(死したる)、鮮魚、繪具、熨斗糸、提灯、活版器械、活字、煙草(舶來)、同刻器械

五級品(百斤に付一哩金六厘) Fifth Class Goods.

椅子、鏡、藥品、絹布、帽子、繭、真綿、鳥類生たる(簞笥上品)、器械、時計、魚(生たる)、糸、銅貨幣、植木、飛脚荷物(取合もの)、家具(上品)

級外品 Special Goods.

駕籠及乗物 一哩金五錢 低價賃金一圓 ○小兒乗車 一哩金一錢二厘 低價賃金二十五錢 ○舟並に輕舟 一哩金八錢 低價賃金一圓

貨物運取扱方

貨物の品名を標記せざるものは鐵道會社にては通例五級品の賃錢と同一の運賃を要求すべく又如何なる少量の貨物と雖貨車を以て運送する場合に在ては

貨車及輕重積品量高容

總て其量目は五十斤に切上くへく又五十斤以上百斤以下の貨物は百斤の賃錢を要し、百斤以上百五十斤以下のものなれば百五十斤の賃錢を要すとそ又哩數に於ても一哩未滿の場合には一哩に切上げて運賃を取り九哩以上十哩未滿のものは十哩の運賃を要す又貨切車の場合に在ては其賃金は積荷の多少に關せず總て一車分の賃金を取立つるものなり
我邦現今の鐵道貨車の積量は五噸以上十噸迄にして一噸の重量は千六百八十斤なり故に五噸積貨車の重量は八千四百斤六噸貨車は一萬八千八百八十斤なり然れども輕量嵩高なる貨物は此定量を積載するに能はず故

に嵩高の貨物は一噸凡う百立方呎とし五噸貨車は即ち容積五百立方呎六噸貨車は容積六百立方呎と見做さば大差なかるべし

積出すべき貨物の荷造若くは之か荷印番號等は須らく注意して明瞭精確に記載するを要す蓋し數千の貨物を運搬するものなれば運送の際動搖摩擦することあり或は他の貨物と混合し爲めに荷印番號等をして不明ならしめ或は荷造りを毀損せしむる等のこと往々之あるべし或は荷造りをして斯る場合より生じたる損害に付ては會社素とより其責に任せざるべからざればなり

貨主か貨物の運搬を依託せんには貨物托送書に送附すべき貨物の品名個數重量原價差出人及び受取人氏名等各要件を記すべきこと前章海洋運送の章に説きたる所の出荷申込書と同一のものたり而して鐵道運輸係は此出荷主より依頼せられたる托送書により運賃を計算し依頼者をして之か支拂をなさしめ運賃領收證と引替に乙號貨物通知書即ち運送狀 (Way bill) を交附すべし乙號貨物通知書とは海洋運送業者か發行する所の船荷證書と其効用の點全く同一のものにして即ち出荷主は之を受取ると直に受荷主の許へ郵送し受荷主は此運送狀によりて到着せし貨物を引取る

ことを得るなり而して受荷主其貨物を他へ轉賣等を
なさんと欲せは現物を以てせずして此運送狀を以て
することをも得るなり

託送貨
物通知
書

託送を依頼せられたるときは運輸係は貨物託送書
によりて記帳をなし且つ甲號託送貨物通知書へ一々
其停車場より積出したる貨物の明細を記入し其送附
せられたる驛の停車場へ車掌に托して之を送附せし
む而して送附を受けたる停車場の運輸係は此通知書
によりて一々其引取るべき貨物と照合せをなし積送
りたる貨物の數量員數其他に相違なければ之を受取
るなり而して貨物到達驛に於て引渡をなす際に受荷

主は乙號貨物通知書を以て貨物の引渡を要求すへけ
れは其際再ひ此甲號貨物通知書と照合せをなし相違
する點なければ乙號貨物通知書と引換へに貨物を引
渡すなり然れども時として貨物は既に到達驛に到着
せしも乙號貨物通知書未だ受荷主の手許に達せざる
場合なしとせず或又紛失等のことなしとも限らざる
へし斯る場合に在ては受荷主は其貨物を受取るべき
停車場に至り驛長に其旨を告げ保證人を定め通知未
着書を差入れて一先貨物を受取り後日に至り乙號貨
物通知書を發見するときには之と引換にすへし

第十一章 外國爲換

定義

外國爲換 (Foreign Exchange) とは外國に在る人と内地に於ける者との間に生ずる貸借を決算するに當り正貨を輸送するの勞費と危険とを省くを目的として之をなす方法を謂ふなり夫れ國際間に於ける巨額なる輸出入取引を悉く正貨のみにより貸借を決算するか如きは到底なし得へきとに非らず故に手形なるものを用ひて此相互間の貸借を決算するの便を計りたるも

のなり而して吾輩は前章銀行業の部に於て送金爲換及ひ荷爲換手形のとを説述せり而して此外國爲換とは唯に其爲換取引をなす區域の遠く亘れるにより從て其取組みをなすに多少複雑なる手續を要するの差異あるに過ぎずして其爲換の原則に至ては素とより内國爲換と同一なりと知るへし今我邦と英國との間に爲換取組みをなさんに例へば横濱の甲商人倫敦に於ける乙より商品を仕入たりとせば之に對して其代金の支拂をなさくるへからず此時又倫敦に丙あり横濱の丁に同額の負債ありとせば是亦丙は丁に支拂の爲めに送金せざるへからず然るに此際横濱の甲は同

地の丁に請ふて丁か丙に對して請取るべき金額の證書を買受け之を乙に郵送せば乙は丙に就き證書と引換へに同額の金を受取るを得べく斯の如くせば其横濱倫敦間に於ける甲乙並に丙丁四人の貸借は毫も正金の受授をなすことなくして貸借を結了するを得べきものにして此證書を爲換手形と云ふなり而して我邦より外國に宛てて振出し外國に於て仕拂ふべきものを外國爲換手形と云ひ此等の手形の賣買は銀行若くは手形仲買人(Bill Brokers)の手を経てなすべきものとす

手形種類

爲換手形は其内國爲換たると外國爲換とを問はず

之か支拂期日に三種の別あり即ち參着拂(要求拂又は一覽拂とも云ふ)日附後何日拂(或は何月拂もあり)一覽後何日或は何月拂とあり參着拂とは手形仕拂人か手形の呈示を受け次第直に其金額を仕拂ふものにして日附後何日拂とは手形を發行せし日附より起算し三十日なり五十日なり其指定の期限に仕拂をなすべきものを云ひ一覽後何日拂とは仕拂人か其手形に仕拂承諾の旨を記載せし日より起算して其指定の日限に仕拂をなすものを云ふ而して此等の仕拂日を稱して手形満期日(Due date)と云ふ

爲換相場

爲換相場(Rate of Exchange)とは一國の貨幣を外國の貨

外國爲換

幣の價格に比價したるものにして例へは倫敦宛爲換相場二志〇片八分の七と云へは我一圓は恰も英貨の二志〇片八分の七に相當すと云ふとなり又紐育參着四十八弗八分の七とは我百圓は米貨にて四十八弗八分の七に該當すと云ふとなり(參着のとは後に詳なり)而して何故に爲換相場なるものを定むるの必要ありやと云ふに内國間の取引に在ては受授をなすへき相互の貨幣同一なるか故に相場を定むるの必要之なきも外國との取引に於ては受授の媒介物たる通貨互に異なるか故に適當に交換をなさんには先づ我貨幣何程は彼貨幣何程と等しかるへきやを算定せざるへか

平價を
定むる
方法

らず而して彼我の貨幣は金銀貨を問はず其通貨か含有せる純金銀の分量を比較し此比較によりて得たる價格を法定平價 (Mint Par of Exchange) にして是れ外國爲換相場の大體に於けるの標準を定むるものとす

法定平價を定むるに三種あり

- 一、兩國同一金屬よりなれる貨幣を以て本位貨 (Legal Tender) とせるとす

例へは英貨一磅 (Pound Sterling (£)) は其量目百二十三グレイン二七四にして其品位は金十一銅一より成れるを以て其貨幣か含む所の純金の分量は

$$123.274 \times \frac{11}{12} = 113.00 \text{ グレインス}$$

にして又我五圓金貨の總量は四グラム一六六にして
純分千分の九百位なれば英貨一磅の總量百二十三グ
レオン二七四にして純分十二分の十一なるを以て

$$\frac{123.274 \times \frac{11}{12}}{4.166 \times \frac{900}{5} \times \frac{1.000}{1.000}} = 99.753$$

即ち英貨一磅は九圓七十六錢三厘にして我一圓は英
貨の二志〇片八分の七弱に當るなり

二、兩國本位貨幣か異なる金屬を以てなる所の法定
平價を定むるには常に一金屬か他金屬に對する相場
によりて常に異動し居るものとす例へは我銀貨と英
國金貨との比價を掲ぐれば左の如し

倫敦銀塊相場は一オンス(四十分の三の不純物を含む
す)二十八片とすれば

$$28 \times \frac{1}{480} \times \frac{37}{40} \times \frac{900}{1.000} \times \frac{1}{240} =$$

我一圓銀か英貨一磅に對する法定平價を知るを得へ

三、兩國又は一國に於て不換紙幣のみ用ゐらるゝ場
合に於ては法定平價なるものは起らすして爲換取引
をなす兩國間に於ける法定平價を基とし其標準を多
少上下する所のものにして之を上下せしむる原因に
は數多ありと雖其最も著しきものを舉ぐれば先づ兩

國間に於ける輸出入の多寡によるもの其一なり例へは我邦と英國とか常に同額の商品に輸出入するとせは兩國間の爲換は平準なるべき理なれども實際上輸出入は常に不平均にして或は我邦の輸出は英國よりの輸入額に超過するとあり或は少額なるとあり一定せず若し我輸出が英國よりの輸入に超過するとせんか倫敦宛の手形は賣方多きか故に需要供給より多きを以て其爲換相場は法定平價よりも下落すべく又我輸出額彼よりの輸入高より少なる時は倫敦宛の手形は買方却て賣方より多きか故に茲に手形の供給は需要より超過すへければ手形の直段は法定平價を越

へて騰貴すへきの理なり然り而して手形の需要其供給よりも多くして相場は下落するを爲換は順(Favorable)と稱し反對の場合即ち相場は騰貴する場合を爲換は逆(Unfavorable)と稱す而して此爲換の順逆とは内國爲換手形の所謂打歩(Premium)割引(Discount)のことにして此法定平價以外に爲換相場を變動せしむる一原因なり然れども外國爲換手形に在ては内國爲換の如く打歩何程割引何程とは稱せずして之を法定平價と合算したるものを爲換相場と立つるなり例へは英貨一磅の法定平價は我貨幣に換算せば凡九圓七十六錢三厘なれども之に打歩百分の一即ち九錢七厘を加へて英貨一

磅を九圓八十六錢即ち我一圓は英貨の二志〇片十六分の五を相場となすか如し

利子の計算も亦爲換相場を變動せしむる一大原因なりとす而して以上記述する所は一覽拂爲換手形のこのみを論じたるものなれども若し其手形か或る期限付のものなれば其期限の長短によりて其期日に至るまでの利息を計算して手形の相場を定めざるへからず例へは一覽後四ヶ月拂の手形を横濱にて買はんとすれば右手形面記載の金額か手形か倫敦着の上にて支拂引受をなしたる日より起算して四箇月の後に非されは受取ることを得ざるか故に斯る手形を買ふ

者は其之を參着拂のものを買ふに比すれば四箇月間の利子を損失するを以て期限付の手形は其利息の額を手形面より扣除したる高だけ安價ならざるへからず例へは參着拂手形の相場を十圓とし利子を年六分と見れば四箇月の利子歩合は $\frac{4}{12} \times 0.06 = 0.02$ 二分なるを以て十圓に對する此利子は二十錢なるへし故に之を十圓より引去り九圓八十錢を以て一覽後四箇月拂手形の相場となすか如し

右の外に尙ほ手形振出人或は支拂人の信用の厚薄によりて手形の價格に多少の差ありとす或は支拂の長期に亘るものは危険の度合多きを以て其保険料を相

場の内より引去るなり或は又外國に於ては參着拂の手形は送金手形と同一の印税を以て發行し得れども期限付の手形なれば其印税は特に高きを以て此等のことも手形の相場に昂低を生せしむる一原因なりとす

爲換相場の建方
め方の定

爲換相場の建方に二種の別あり一を受取勘定(Account o Rec ve)と謂ひ一を支拂勘定(Account to Give)と云ふ受取勘定とは自國の貨幣を單位となし買入れ得べき手形の金額を云顯はすものにして例へは我一圓に對し英貨二志を受取ると稱するもの是なり此場合には我貨幣は常に一定し換算すへき外國貨幣のみ變動するもの

支拂勘定の

とす支拂勘定とは外國の貨幣を單位となし之に對し我貨幣を以て相場を立つるものにして例せば英貨一磅に付我九圓五十錢を支拂ふと稱するか如し此場合には外國貨幣は一定し我貨幣のみ變動するものとす是れ恰も米價か一圓に付何升何合替(受取勘定)と稱する場合と米一石に付何圓何十錢替(支拂勘定)と唱ふるか如きものなり
受取勘定の場合に在ては爲換相場騰貴すると稱するときは手形の相場は反て下落し爲換相場下落すと唱へらるるとき却て騰貴するものなれども支拂勘定の場合に於ては爲換相場と手形相場とは其價同様に昇

降するものなれば爲換相場と手形相場とは相一致する
 場合あり或は反對する場合あることを記憶せざる
 へからず而して今日我邦爲換相場の建方は通例受取
 勘定を以てすること多きか故に打歩の増減と相場の
 高低とは常に反對に昇降するか如し

賣相場

爲換相場に賣相場 *Public* 及び買相場 *Private* どの二種あり
 賣相場とは銀行にて手形を賣出す場合に用ゆる相場
 にして手形を組む人より云へは其人か銀行より手
 形を買入るゝ所の相場即ち我邦より外國に送金する
 に當り正金を輸送せずして爲換手形を其送先地にあ
 る銀行に宛てゝ振出したる手形を自國の銀行より買

買相場

ふ所の相場なり買相場とは人か爲換手形を銀行に賣
 る所の相場にして即ち我邦の商人等か外國より金錢
 の支拂を受けんか爲め其支拂人に宛て振出す所の爲
 換手形を銀行にて買取る所の相場なり而して賣相場
 は輸入品の價格に影響し買相場は輸出品の直段に關
 係を及ぼすこと通例なり

輸入出品の價格に外國爲換相場の影響を及ぼす所以
 は我輸出品は其代金を仕拂ふに外國の貨幣を以て我
 貨幣に代へて仕拂ふべきものなれば爲換相場騰貴せ
 は其割合丈け多額の貨幣を出たすに非されは我貨幣
 に換ゆること能はざるか故に勢ひ我輸出品の價格を

引き下げしむることとなるべく爲換下落すれは輸出品の下落すると同一の結果なれば勢ひ購買心を惹起さしめ其價を騰貴することとなるべし而して輸入品に在ては其代價は我貨幣を以て外國貨幣に代へ仕拂ふべきものなれば爲換騰貴すれば其割合丈け我貨幣を少額に出して済むことなれば從て輸入品の價を引下くるに至るべく之に反し爲換下落すれば其割合丈け多く我銀貨を仕拂はさるべからされは勢ひ輸入品の價を引上くるを當然なりとす

裁定爲換

外國爲換取組みを爲すに直接爲換と間接爲換との別あり直接爲換とは例へは横濱の商人が倫敦へ送金

せんとする場合に倫敦宛の手形を買入るゝ場合之なり然れども爲換相場の模様によりては横濱より直ちに倫敦へ向けすして巴理宛若くは他の場所宛の手形を買ひ其地より更らに倫敦へ爲換を組み更ゆるの利益多きこと屢なり或は倫敦に送金せんとするに單に巴理若くは其他の場所のみを經過せすして數箇國の爲換を取組み適宜なる所に於て倫敦の爲換に組更ゆるの利益あることもあり此等の利不利を日々定むる所の爲換相場により計算し外國に對する支拂をなすに如何なる爲換の方法によるの最も利益あるかを裁定するもの裁定爲換 Arbitration of Exchange と云ふなり

例へは横濱倫敦間に於ける爲換相場を 一二志

横濱紐育間に於ける爲換相場を 四十九弗

紐育倫敦間に於ける爲換相場を 四弗八十五仙(一磅に付き)

とすれば若し横濱より直接に倫敦爲換を取組めば英貨百磅を送金せんには我千圓を要するの道理なり然れども若し紐育の爲換を取組みて紐育より倫敦に送金するとせば我千圓は百一磅七片の倫敦爲換を得るか故に間接爲換となせば英百磅を送金せんには實際千圓は要せざるへければ斯る場合に在ては間接に取組むを宜しとす

$$1:1,000^{\text{R}} = 2:£10$$

$$\left\{ \begin{array}{l} 100:1,000^{\text{R}} = \$49:z \quad z = \$490 \\ \$4:z = \$490 = £1:z \quad z = £101.07 \end{array} \right.$$

然り而して右の場合に紐育より直接に倫敦へ向けて送金するか利益あるか或は更らに又巴理を経由して倫敦へ送るに利あるかを裁定せんには

紐育巴理間爲換相場 五法廿五仙(一に弗付)

倫敦巴理間同 廿五法廿五サンチム(一磅に付)

とするとき米貨四百五十弗即ち我千圓に相當する所のものを以て得る所の英貨は $£1: \$490 = \text{frs} 2572.50: z \quad z = \text{frs} 2572.50$

$$\text{frs} 25: \text{frs} 2572.50 = £1: z \quad z = £101.177$$

にして即ち英貨百一磅十七志七片を得へき計算なる

か故に之を紐育より直接に倫敦に送金するものに比すれば十七志の利益あり故に横濱より倫敦へ百磅を送金せんに前の方法によるより紐育を経由すれば一磅七片の利益を生じ更らに又佛國を経由すれば一磅十七志七片の利益を見るなり而して以前の巴理のみを経由する裁定の方法を單一間接爲換と云ひ巴理紐育等の數箇國を経由して取組むものを重複間接爲換と謂ふなり

商業學大意終

明治三十一年十月九日印刷
 明治三十一年十月十二日發行

商業學大意附

正價金二十五錢



著者 佐々木信
 東京市淺草區西四十六番地
 發行者 森山章之
 東京市神田區通新石二番地
 印刷者 星野 次郎
 東京市日本橋區兜町二番地
 東京印刷株式會社
 印刷所 東京印刷株式會社
 東京市日本橋區兜町二番地

發兌 同文館
 關西大 吉岡平助
 東京市神田區通新石町二番地
 (電話本局千五百三十九番)
 大阪市東區備後町四丁目
 五十八番邸

15/10/36

著新家育教業商門專

書叢業商用實

每月一册 發行 全拾貳册 定價一元五角 郵稅四錢

- | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|---------|----------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 第十二編 | 第十一編 | 第十編 | 第九編 | 第八編 | 第七編 | 第六編 | 第五編 | 第四編 | 第三編 | 第二編 | 第一編 |
| 先森川生 | 先立花生 | 先齋藤生 | 先山本生 | 先森川生 | 先村山生 | 先服部生 | 先飯島生 | 先山本生 | 先飯島生 | 先萩島生 | 先佐々木生 |
| 著太郎 | 著藏 | 著八郎 | 著助 | 著太郎 | 著次郎 | 著太郎 | 著一 | 著助 | 著一 | 著太郎 | 著夫 |
| ●商店整理法 | ●手形及金融 | ●實用商業作文 | ●國外貿易實務誌 | ●商業入門 | ●實用銀行簿記 | ●外國商業地理 | ●日本商業地理 | ●外國爲替要解 | ●實用商業簿記 | ●商品學大意 | ●商業學大意 |
| 全壹册 | 全壹册 | 全壹册 | 全壹册 | 全壹册 | 全壹册 | 全壹册 | 全壹册 | 全壹册 | 全壹册 | 全壹册 | 全壹册 |

東京同文館發兌

商業書類廣告

- | | | | | |
|---------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------------------|
| 高等商業學校教官
佐野善作先生著(訂正四版) | 高等商業學校教授
石川巖先生著(三版) | 高等商業學校教授
山鍾三先生著(再版) | 高等商業學校教授
水島鐵也先生著(再版) | 高等商業學校講師
海運及保險
村瀬春雄先生著(十一月發行) |
| 商業簿記教科書 | 重要商物品誌 | 內外商業大意 | 銀行及外國爲替 | 海運及海上保險 |
| 大版美本 全一册 正價金四十九錢 郵稅金三錢 | 大版美本 全一册 正價金四十四錢 郵稅金六錢 | 大版美本 全一册 正價金四十四錢 郵稅金六錢 | 大版美本 全一册 正價金六十錢 郵稅金八錢 | 大版美本 全一册 正價金十錢 郵稅金十錢 |

高等商業學校教授 關一先生著 (再版)

商業經濟大意

東京商業學校講師永野耕造先生著 (再版)

東洋貿易地理

慶應義塾大學部講師佐々木信夫先生著 (訂正五版)

商業實務誌

京都商業學校教諭中野觀象先生著 (再版)

商業算術

慶應義塾大學部講師佐々木信夫先生編纂

英和商事會話

慶應義塾大學部講師佐々木信夫先生著

商業立志編

二

大版美本 正價金六十錢

全一册 郵稅金八錢

大版美本 正價金六十錢

全一册 郵稅金八錢

寸珍 正價金廿五錢

全一册 郵稅金四錢

商業作文書

前高等商業學校教官岡野熊太郎先生著

從三位勳四等前田正名君題詞
高等商業學校校長小山健三君序文
高等商業學校教官佐野善作君著

(訂正五版)

商業立身案内

實業教育 橫濱商業學校教諭佐々木、村山兩先生合著

英和商業尺讀

高等商業學校卒業生 森川益太郎先生著

銀行簿記學

高等商業學校教授水島鐵也先生著

銀行簿記例題

全一册 正價金三十錢

全一册 郵稅金四錢

中版 正價金三十錢

全一册 郵稅金四錢

全一册 正價金四十錢

全一册 郵稅金六錢

全一册 正價金八十錢

全一册 郵稅金十錢

三

高等商業學校教授祖山鍾三先生著
高等商業學校教授關一先生著

(英文記帳の部)
(和文記帳の部)

應 用 商 業 簿 記 例 題

フロース製 全一冊 定價金六十錢
郵税金十錢

大阪市商業學校教諭立花寬藏先生著 (十一月發行)

商 業 算 術 教 科 書

クロース製 全一冊 定價金八十錢
郵税金十二錢

高等商業學校教授横井時冬先生著

日 本 商 工 歷 史

全一冊 近 刊

田島啓二郎先生編纂

條約 改正 新 關 稅 の 說 明

寸 珍 定價金二十錢
全一冊 郵税金四錢

專門商業教育家執筆

實 用 商 業 叢 書

九月より毎月一冊發行)
全十二冊 一冊定價金二十五錢
郵税金四錢

發 兌

東京市神田區通
新石町二番地

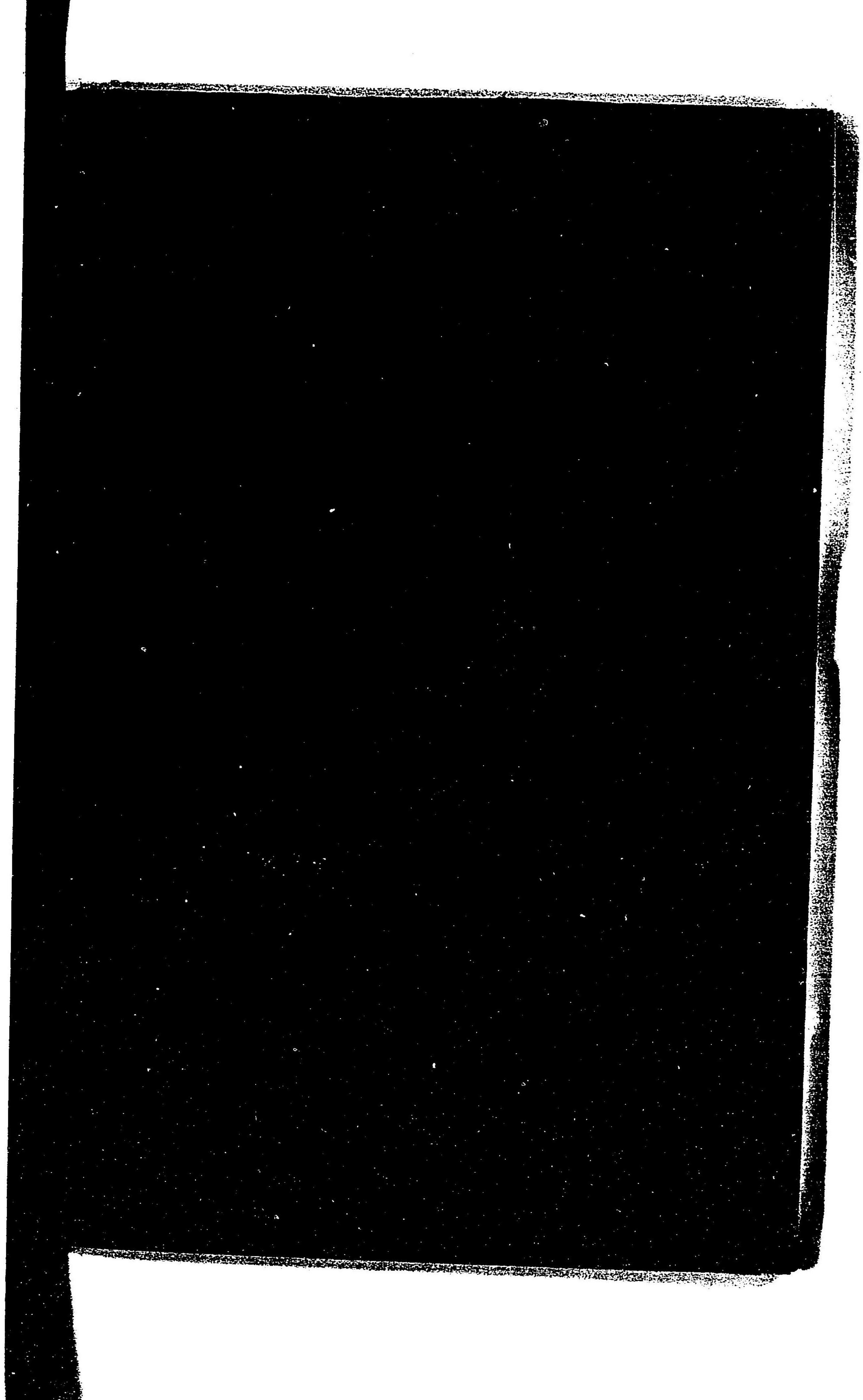
同 文 館

關西大 賣捌所

大阪市東區備後町
四丁目五十八番邸

吉岡平助

80
100





043286-001-3

80-100

實用商業叢書

同文館

M31-32

BDL-0232



